

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1418名

被告 四国電力株式会社

準備書面(81)

福島第一原発事故による被害

2020(令和2)年9月17日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦 田 伸 夫
弁護士	東 俊 一
弁護士	高 田 義 之
弁護士	今 川 正 章
弁護士	中 川 創 太
弁護士	中 尾 英 二
弁護士	谷 脇 和 仁
弁護士	山 口 剛 史
弁護士	定 者 吉 人
弁護士	足 立 修 一
弁護士	端 野 真
弁護士	橋 本 貴 司
弁護士	山 本 尚 吾
弁護士	高 丸 雄 介
弁護士	南 拓 人
弁護士	東 翔

訴訟復代理人

弁護士	内 山 成 樹
弁護士	只 野 靖
弁護士	中 野 宏 典

目次

第1 福島第一原発事故によってもたらされた放射能汚染	6
1 福島第一原発事故によって放出された放射性物質	6
2 放射性物質の沈着による汚染	7
3 汚染の結果設定された避難区域等	8
4 まとめ	9
第2 住民の生命・健康被害	11
1 高市自民党政調会長発言	11
2 既に多くの生命が奪われている	11
3 請戸の浜の悲劇	12
(1) 時間が止まっている.....	12
(2) 生きている声(甲 590.17 頁)	15
(3) 孤塁 福島県双葉郡消防本部の消防士らの奮闘	17
(4) 浪江の悲劇を繰り返さぬために	23
4 双葉病院事件	23
(1) はじめに.....	23
(2) 震災発生当日	24
(3) 避難指示発令	24
(4) 忘れられた双葉病院	25
(5) 最重篤患者を 10 時間搬送.....	25
(6) 院長ら避難、第三陣と行き違い	26
(7) 誤報	27
(8) 全病院避難は、そもそも不可能である.....	27

(9) 原発と病院とは併存しえない	28
5 山木屋事件	29
(1) はじめに.....	29
(2) 本件事故以前の渡辺さんの生活	29
(3) 本件事故以後の渡辺さんの生活	30
(4) 自死の状況(6月30日～7月1日).....	32
(5) 確定判決により因果関係が認定	32
6 震災関連死について	32
(1) 行政が把握する福島に関連死の深刻さ	32
(2) 復興庁が公表する数字は深刻な実態の一部	34
(3) 関連死の具体的な実例	36
第3 故郷、地域コミュニティーの破壊.....	43
1 福島県伊達郡川俣町山木屋地区について.....	43
(1) はじめに.....	43
(2) 山木屋地区の概要	43
(3) 福島第一原発事故と山木屋地区	43
(4) 本件検証の概要.....	45
(5) 検証の結果明らかになったこと	47
(6) まとめ.....	69
2 福島県南相馬市小高区神山地区について.....	70
(1) 神山地区の概要.....	70
(2) 福島第一原発事故と神山地区住民、とくに大友章生氏一家の避難行動	71
(3) 大友章生氏『神山友愛の里通信』を発行—神山住民の交流復活を目指して	72
(4) 「友愛の里」の基盤	74
(5) 神山の人たちの避難	75

(6) 故郷への帰還希望の喪失	78
(7) 避難指示解除	78
第4 子どもの健康被害	81
1 グローバー勧告が指摘する福島の子どもたちの人権状況	81
(1) 中立性の高い勧告	81
(2) 事故直後の対応について	81
(3) より厳格かつ長期的なモニタリング	82
(4) 子どもの健康について	83
(5) 被ばく限度年間1mSvを基準とする施策	83
(6) 学校教育などでの正確な情報に基づく説明	84
2 福島の子どもの甲状腺がんが多発していること	84
(1) 「数十倍のオーダーで多い」検査結果	84
(2) 小括	85
3 子どもたちの健康影響の不安と葛藤	85
第5 福島第一原発事故による経済的被害	87
1 農業被害について	87
(1) 放射線物質の放出	87
(2) 福島県の土壌の汚染と損害	87
(3) 福島県内の個々の農家の被った被害	89
(4) 山木屋みちのくグリーン牧場	92
(6) 農業従事者の自死	94
2 漁業被害について	96
(1) 海洋汚染の広がり	96
(2) 相馬市原釜の漁業者 K 氏(37 歳)のケース(甲 611 の 1~6 頁)	97

(3) 水産加工業者 T 氏のケース(甲 611 の 6~8 頁)	98
(4) 青海苔、あさりの養殖業者 H 氏(49 歳)のケース(甲 611 の 9、10 頁)	99
(5) 内水面漁業協同組合および養鯉事業者のケース(甲 612).....	100
(6) 栃木県那珂川漁業協同組合連合会のケース(甲 613)	101
(7) 底引網漁業者 N 氏のケース(甲 611 の 11~13 頁)	102
(8) 水産加工業者株式会社塩屋のケース(甲 614)	103
(9) 小美玉市の佃煮等加工業者有限会社大形屋商店のケース(甲 615).....	104
(10) まとめ.....	105
3 福島原発事故費用の総額.....	107
第6 まとめ.....	111

第1 福島第一原発事故によってもたらされた放射能汚染

1 福島第一原発事故によって放出された放射性物質

福島第一原発事故によって放出された放射性物質の総量は、膨大な量になる。当事者である東京電力が2016年(平成28年)3月に発表した数字によると、2011年(平成23年)3月12日から3月31日までに外部に放出されたヨウ素131とセシウム137を合わせて90京Bq(1京は、1兆の1万倍)になるということであり、これは、チェルノブイリ原発事故によって放出された放射性物質の17%に当たるということである。しかし、福島第一原発から放出される放射性物質は、その後も止んだわけではなく、2011年(平成23年)4月には4兆Bq、2012年(平成24年)3月には340万Bq/h(=25億2960万Bq/月)、2013年(平成25年)3月には290万Bq/h(=21億5760万Bq/月)、2014年(平成26年)3月には130万Bq/h(=9億6720万Bq/月)、2015年(平成27年)3月には120万Bq/h(=8億9280万Bq/月)、2016年1月にも53万Bq/h未満(=3億9432Bq/月未満)の放出が相変わらず続いているということである(甲583)。なお、これらの数字は、セシウム134や、福島第一原発から放出されたと考えられるその他の放射性物質(ストロンチウム、バリウム、ランタン等)の数値が含まれていない上、東京電力が発表した数字であるから、実際の数値よりも低く見積もられている可能性が高いということを念頭に置く必要がある。

一方、ノルウェーの大気科学者であるAndreasStohlらが2011年(平成23年)10月27日発行の科学雑誌Natureに発表した研究によると、福島第一原発から放出されたセシウム137の総量は、同年6月に国が発表した数値の2倍となり、その数値は、チェルノブイリ事故での放出量の1/2になるということである(甲584)。

さらに、東京電力推計のヨウ素131とセシウム137の比率に基づく補正と、炉内残存量及び放出率による検証を踏まえて、ヨウ素131の大気への放出量を最大2655PBq(ペタベクレル(Pは、 10^{15} (=千兆)倍)であり、=265.5京Bq。)

とする研究もある(甲 585・85p)。

このように、福島第一原発事故の結果、膨大な量の放射性物質が原発外に放出されてしまったのである。

2 放射性物質の沈着による汚染

福島第一原発から放出された放射性物質は、同原発から同心円状に拡散するのではなく、同原発の周囲の地形、当該物質が放出された当時の気圧配置や風向き、降雨等の影響を受けて、陸地に、あるいは海面に降下する。福島第一原発事故においては、同原発において最も放射性物質の放出量が高かった時期(東京電力が作成した2012年(平成24年)5月付の「福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について」と題する資料によると、2011年(平成23年)3月15日とされている)において、南南東の風が吹いたことによって、同原発の北西側に高濃度の汚染地域が広がることになった、とされている。一方、ヨウ素131の濃度が高かった時期に北風が吹き、関東地方に流れたということも言われている(甲 585・84p)。また、上空に流れた放射性物質を含むプルームが通過する際に、降雨があれば、雨や雪によって、放射性物質が地表に降下する。このような降雨があった場所が、周囲よりも放射性物質の濃度が高い、所謂ホットスポットとなる。

福島第一原発事故の結果、同原発から北西方向に約40km程度の範囲に、事故から約1年8カ月程度を経過した2012年(平成24年)11月16日時点においてすら、地表1mの高さの空間線量率が $1.9\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域が広がることになった。この中には、 $9.5\sim 19.0\mu\text{Sv/h}$ の空間線量率を記録する地域が、約30kmの地点を超える場所にまで存在する(甲 586・別紙1)。この範囲の、同時点におけるセシウム134、137の沈着量は、60万~100万 Bq/m^2 以上であった(甲 586・別紙2)。

また、同原発事故の結果放出された放射能汚染物質は、風向や降雨等の結果、同原発から相当離れた場所において、高い濃度の放射能汚染地帯をもたら

した。2012年(平成24年)12月28日時点において、セシウム134、137の沈着量が3万～6万Bq/m²を超える地点が、福島県内のみならず、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県の広い範囲に及んでいることが確認されている。特に、栃木県、群馬県の山間部には、10万～30万Bq/m²という高い濃度の汚染地帯が広がっている(甲586・別紙6)。

3 汚染の結果設定された避難区域等

福島第一原発事故後、原発周辺の地域には、次々と避難指示等が出された。2011(平成23年)3月11日21時23分には、国は、早くも同原発から半径3km圏内の住民たちに避難指示を出した。この避難指示は、翌3月12日5時44分には同原発から半径10km圏内に、同日18時25分には半径20km圏内に、拡大された。そして、同年4月22日には、同原発から20km圏内が警戒区域に設定され、原則として立ち入りが禁止された。また国は、同原発から20km圏外の区域でも、1年間の被曝線量の合計が20mSvとなりそうな区域(同原発から北西方向にある、浪江町及び葛尾村のうち警戒区域を除いた区域、飯舘村全域、南相馬市の警戒区域を除いた一部、川俣町の一部)を、計画的避難区域と定め、住民全員を避難させた。

その後、警戒区域等についての見直しが段階的に行われてきているが、年間積算線量が20mSvを超えるおそれがある地域は「居住制限区域」として指定され、住民の一時帰宅や、道路等の復旧のための立ち入り以外の立ち入りは認められていない。また、年間積算線量が50mSvを超えて、5年間経っても年間積算線量が20mSvを下回らない恐れがある区域は「帰還困難区域」として指定され、引き続き避難の徹底が求められている(甲587)。

平成28年7月当時の居住制限区域及び帰還困難区域の場所は、下図の通りである(甲588)。

い範囲の人たちの人格権を著しく侵害し、重大な損害を発生させたものである。

ひとたび本件原発が過酷事故を起こすと、原告らに対して、福島第一原発事故と同様の著しい人格権侵害、重大な損害を発生させることは明らかである。

第2 住民の生命・健康被害

1 高市自民党政調会長発言

自民党の高市早苗政調会長は、2013年6月17日党兵庫県連での講演で、「悲惨な爆発事故を起こした福島原発を含めて、それによって死亡者が出ている状況にもない。そうすると、やはり最大限の安全性を確保しながら活用するしかないだろうというのが現況だ」と述べたとされる(この高市氏の発言に対しては、野党の政治家からだけでなく、自民党の福島県連からも強い抗議が寄せられ、19日高市氏は、党本部で記者団に対して「福島県の方に不愉快で悔しい、腹立たしい思いをさせた。撤回し、おわび申し上げる」とし、発言を撤回し謝罪した)(甲589)。

高市氏の当初の発言は、原発事故によって死亡者が出ていないという認識に基づいて原発の再稼働を進めるとしている。このような認識はおそらく政府内に広く存在している認識であると考えられる。

そして、原告らは、政府ばかりでなく、裁判所も、同じ過ちに陥っているのではないかと危惧している。

2 既に多くの生命が奪われている

東京電力福島第一原発事故は、一度に4機の原発を危機に陥れ、3機の原発の炉心溶融を引きおこし、1機の原発の使用済燃料プールの崩壊寸前の危機を引きおこした。大量の放射性物質を大気中と海中に放出し、国土と海洋の広域の環境汚染を引きおこした。この環境汚染が今後どのような深刻な被害をもたらすかは誰も予見することができない。

原発の近隣地域では多くの住民は避難を強制された。広域の住民は、自主的に避難した者と被曝をしながら留まる者に分かれた。

この強制避難の過程で、生存者がいたと想定される浪江町請戸地区などでは、警察・消防団や自衛隊などによる津波被害者の救助活動ができなかったことにより、助けられた可能性のある生命が奪われた蓋然性があることは、3で

述べるとおりである。

原発事故収束作業の中で労災によって死亡した労働者がいる。

避難過程で健康を害した病人、高齢者などに多くの災害関連死者を出しており、福島県の災害関連死 1415 人の多くが原発事故関連と考えられる。このような災害関連死の代表として 4 で双葉病院事件を取り上げた。

また、事故によって生業を絶たれたことなどを原因として農業や酪農を生業としていた複数の者が自殺しており、中には因果関係が認められて損害賠償が行われた事件や新たに訴訟が提起された事件もある。5 で山木屋事件と呼ばれる渡辺はま子さんの焼身自殺の事件を取り上げた。

このように、原発事故はすでに、多くの人命を奪っている。再稼働を安易に口にする自民党の高市氏の発言は、このような死の事実を無視し、これを無かったことにしようとするものであり、今も苦しみ続ける被災者の心を深く傷つけるものである。

原告らは、裁判所に対し、このような原発事故の深刻な被害の事実を認識し、その認識の上に審理を行うという当たり前の姿勢を持っていただきたいと、心から願っている。

3 請戸の浜の悲劇

(1) 時間が止まっている

2011 年 3 月 12 日早朝で時間が止まっている町浪江 2013 年 4 月 5 日、日弁連調査団は、2013 年 4 月 1 日区域再編で立ち入りが可能となったばかりの浪江町中心部を調査した。事故から 2 年が経過し、日本人の震災・原発事故の記憶の風化が進む。しかし、私たちが絶対に忘れてはならない風景がある。事故以来二年間、浪江町では時間が全く止まってしまっていた。



(浪江駅前の新聞販売店に積み上げられた、配達されなかった3月12日の新聞)

ここで、福島県浪江町副町長渡邊文星氏が2012年8月日弁連シンポジウムでされた報告の一部を紹介したい(甲590、17頁以下)。

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流失家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何も無い、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方

不明者の捜索活動が中止となりました。この時、捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県 警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と1か月以上経過してからのことでした。」



(マリンセンター屋上からみた請戸の浜)



(請戸の浜で亡くなった人々のための慰霊碑、背景には原発の煙突が見える)

(2) 生きている声 (甲 590.17 頁)

ここで、二階堂晃子さんの出版された詩集「悲しみの向こうに-故郷・双葉町を奪われて」から「生きている声」という詩を紹介する。

生きている声
確かに聞こえた
瓦礫の下から
生きている声
うめく声
人と機械を持ってくる!
もうちょっとだ!
がんばれ!
救助員は叫んだ!

3・11

14:46 地震発生マグニチュード9.0

請戸地区一四メートル津波発生

15:00 原発全電源喪失

19:03 原子力緊急事態宣言発令

21:23 原発三キロ圏内に避難指示

翌5:44 避難指示区域一〇キロに拡大

救助隊は準備を整えた

さあ出発するぞ!

そのとき出された

町民全員避難命令

うめき声を耳に残し目に焼き付いた瓦礫から伸びた指先

そのまま逃げねばならぬ救助員の地獄

助けを待ち焦がれ絶望の果て命のともしびを消していった人びとの地獄

請戸地区津波犠牲者一八〇人余の地獄

それにつながる人々の地獄

放射能噴出がもたらした搜索不可能の地獄

果てしなく祈り続けても届かぬ地獄

脳裏にこびりついた地獄絵

幾たび命芽生える春がめぐり来ようとも

末代まで消えぬ地獄

駅周辺の新聞販売店には、配達されなかった3月12日の朝刊が山となって積まれていた。駅舎には「大地震のため終日運転を見合わせます」(2011/3/11)の掲示板がそのままとなっていた。ここは、2年間全く時間が止まっていた。



(浪江駅の構内の運転見合わせを告知する白板)

(3) 孤塁 福島県双葉郡消防本部の消防士らの奮闘

2019年11月、「孤塁」(甲591)というタイトルの福島県双葉郡消防本部の消防士が請戸地区等でおこなった救助活動を記録したノンフィクションが出版された。以下、この書籍に基づき、被災当時の状況について述べる。

ア 地震の発生と救助活動の開始

2011年3月11日14時46分、震度7の巨大地震が発生した。

双葉消防本部は、福島県双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の6町2村からなる双葉地方広域市町村圏組合の、組合事業の一環として、消防業務を行っていた。その当時の構成員

は、本部 13 名、浪江 35 名、富岡 35 名、楢葉 20 名、川内 11 名、葛尾 11 名の、合計 125 名で構成されていた。

当日は、東京への出張者等がいたが、地震発生後に 107 名の職員が、救命・救助活動に従事した（甲 591.9-10 頁）。

イ 生死すれすれの救助活動

消防士らは、余震と津波が繰り返される中、生死すれすれの救助活動を行った。

浪江町で救助活動を行っていた双葉消防本部職員の佐藤圭太と清水司は、大津波警報が発令されると無線が流れてきたことから、津波の警戒のため、海沿いの請戸地区に車で向かった。請戸大橋を越え、左折して海側の住宅街に入ろうとした時、家の屋根の上から土煙が上がっているのが見え、津波だと判断した。引き返す反対車線が渋滞していたため、咄嗟に川沿いの細い道路を思い出し、「津波が迫っています。」「直ちに避難して下さい」と必死に呼びかけながら走り抜けた（甲 591.18 頁）。

富岡駅周辺では、富岡消防署の志賀隆充は、4 人の消防団員のうち 1 人を津波が見える地点に配置し、「津波が見えたら笛を吹け」と指示した。志賀らは、「助かる命をなんとか助けたい」「自分の家族を助けに行くのと同じ」という思いで、津波の危険があり、津波を知らせる笛が何度もなる中で救助活動に従事した。富岡駅のプラットホームで、瓦礫の中に電線に絡まっている警察官をホームへ持ち上げようとしたときに、津波を知らせる笛が鳴った。ホームと階段を駆け上がった直後に、渡り廊下の下を、どーっという音とともに、津波が通り過ぎていった。

志賀らが救助活動を行っている途中に、原子力災害特別措置法の 10 条通報、15 条通報が出されたのを知った。志賀らは、救助した警官の手帳と拳銃を富岡警察署に届けた後、富岡消防署に戻り、シャッターを開けて戻ろうとすると、「シャッターを開けないで 15 条事象ですよ」と言われた。室

内に放射能汚染を持ち込まずクリーンルームにするための措置であった
(甲 591. 23-25 頁)。

ウ 請戸地区での夜間の救助活動

15 条通報が出された後も、請戸地区での津波救助活動は夜遅くまで続いた。

浪江消防署の畠山清一は、同僚の町役場職員、地元消防団とともに瓦礫やぬかるみの中を救助にあたった。冷たい浜風、川の流れる音、それにまぎれ、人の呻き声や「助けて」という声が聞こえる。歩けばあちこちに人がいて泥まみれになっていた。何人も救助し、体力は限界に近づいていた。21 時ころ、搜索活動はいったん終了し、皆泥だらけで署に戻った。

「明日、早朝からまた助けに来なければ」と畠山は思っていた。

浪江消防署の栗原一旗は、「なんでこうなったんだ。どうしてこうなったんだ」とつぶやくばかりで受け答えができないほど混乱した高齢の泥まみれの女性を救助した。請戸地区は、田んぼは湖のようになり、胸まで泥水につかって移動するしかない状況であった。栗原は、意識は混濁していたが呼吸のある男性、流された船に捕まっていた男性を救助し、「助けて下さい」という女性の元へ向かった。倒壊家屋の 2 階部分に女性が 2 人救助を待っていた。倒木や数メートルの高さの瓦礫を越えて、隊員 5 名で救助した。

浪江消防署の富樫正明は、請戸地区の屋根の上で辛うじて難を逃れていた女性と子供を救助した。一緒にいた祖母は車に乗ったまま流されたようであった。

浪江消防署の笹田丞は、流された家屋に奥にいた漁師を救助した。漁師は、「こんなだったら、俺も死んだ方が良かった」とぼつんと述べたが、笹田は「命だけでも助かってくれて、良かったんです」と声を掛けた
(甲 591. 27-30 頁)。

エ 苦渋の選択（甲 591. 33-36 頁）

2011年3月11日、20時50分、福島第一原発事故により、福島第一原発から半径2キロ圏内に避難指示が出された。同日、21時23分には、避難指示の区域が半径3キロ圏内に拡大された。

この事態を受けて、双葉消防本部の役割は、住民避難誘導と避難広報だった。職員らは、避難指示圏内に居住する寝たきりの高齢者の住居をチェックする等の避難活動に力をさかざるを得なくなった。

志賀隆充は、津波被災者の救助活動を優先することを求めて、上司につきかみかかったが、上司は涙をにじませながら「今は優先すべきはこっちだ」と苦渋の選択であること告げ、職員らは、救助活動を止めて、避難誘導、避難広報活動に従事せざるを得なくなった。

オ 緊援隊到着せず（甲 591. 32-36 頁）

生死をかけ、夜中まで奮闘していた消防士らが、何より待ち望んでいたのは緊援隊であった。緊援隊とは、被災地の消防力だけでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生時に、全国の都道府県から消防職員が集まり消防応援を行うものである。双葉消防本部の職員は、地震発生から飲まず食わずで総力を挙げて救助活動を続けていた。「緊援隊が来るまでは、なんとか我々だけで持ちこたえよう」「緊援隊が来れば、もう少し現場は回る」と、職員たちは気力を奮い立たせていた。

その緊援隊は、12日午前4時には到着すると聞かされていた。職員らは、緊援隊到着後の活動に備えて、資料の作成、到着ルートの確認、緊援隊が野営するグラウンド等の準備で一睡もしなかった。福島県隊が群馬県隊と田村市で合流し、早朝4時には国道288号線のある地点で合流し、高瀬グラウンドで野営することが準備されていた。群馬県隊100名は富岡消防署、福島県隊八隊は浪江消防署と配置も決まり、数時間後には応援を受けられるはずであった。

志賀隆充は、上司の命令により二度緊援隊を迎えるため署を出たが、いずれも、途中で引き戻された。

明け方4時頃、最終的に、「やっぱり双葉郡内には緊援隊は来られないことになった」と上司から告げられた。福島第一原発事故により、10キロ圏内は屋内退避指示が出ていたため、区域内での活動ができないという理由であった。

カ 救助活動中の放射能被ばく（甲 591.51-58 頁）

2011年3月12日15時36分、福島第一原発1号機が爆発した。

4分後の15時40分、双葉消防本部は、浪江消防署、富岡消防署、楡葉分署を閉鎖し、20キロ離れた川内出張所等に移転することを決定した。

双葉消防本部の鈴木直人は、情報収集のためオフサイトセンターに行くことを命じられた。上司とオフサイトセンターの入口でスクリーニングを受け、汚染ありと判定された。6000cpm（カウント・パー・ミニッツ＝測定器で1分間に計測された放射線の数）以上の放射能が検出されたためである。

浪江消防署の富樫正明らは、救急搬送活動を終えて浪江消防署に戻ると、署長から川内出張所に避難することを指示された。川内出張所に向かう前に、浪江町民を救急搬送した後、川内出張所に向かい、入口でスクリーニングを受けた。富樫がスクリーニングを受けると、測定するメーターの針が振り切れ、2万1000cpmの放射能が検出された。服を脱がされ、頭を四回洗ってようやく1万5000cpmに下がった。富樫は、救急搬送業務に従事しており、1号機の爆発も知らされず、防護服も着ずに平常時の救急服であり、移動中の車中もエアコンを外気取り入れで移動していた。富樫は、この時ほど悔しい思いをしたことは無かった。

キ 再開された捜索活動（甲 591.172-179 頁）

以上述べたように、原発からの避難誘導活動に人手を割かれ、緊援隊も

到着せず、1号機の爆発に伴い浪江消防本部も閉鎖して移転し、実際に消防職員の放射能汚染が発生して、消防本部職員による請戸地区での救助活動は不可能となった。

大震災から約1ヶ月後の2011年4月9日、双葉消防本部管内での沿岸地域での捜索活動がはじまり、同月14日からは、浪江町等の10キロ圏内での捜索活動が再開された。

14日には、10人の遺体が発見された。男性か女性か、判別のつかない真っ黒になった遺体が多かった。胸のあたりが動いているのを見ると、蛆虫だった。

双葉消防本部職員の遠藤朗生は、「本当にごめんね」と話しかけながら遺体を収容した。あの時、原発事故が起きず、避難誘導や広報活動が無く、津波被害を受けた地域住民の救助活動に専念できていたら、助けられた命がたくさんあったのではないかと思っていた。遠藤と同じように悔しがる職員は何人もいた。津波で亡くなったのか、取り残されたことで亡くなったのかは、わからなかった。流された二階の家屋で亡くなっていた遺体もあった。あの時は続けざまに原発が爆発し、次の瞬間何が起こるのかさえ、だれにも予想がつかなかった。逃げることの方が優先され、そしてそれは、地域住民の命を守りたい、助けたいと思い続けてきた消防士らにとって、苦渋の選択であった。

前記の栗原一旗は、捜索活動中、車の切断作業を行い3人の遺体を発見した。栗原は、3月11日の夜、請戸地区で腰まで水に浸かりながら、数名の住民を救助していた。しかし、救助を待つ人がもっともっといたことを改めて突きつけられた。自分は救助活動をしながら、亡くなった人の上を歩いてしまっていたかも知れない、原発事故が起きず、撤退が無ければ、助けられたかも知れないという感情が湧いた。

双葉消防本部職員の坂本広喜は、小さな子供の遺体が忘れられない。車

の中で、母親がしっかり抱きかかえて亡くなっていた。日にちが経っているため、ミイラのようになってしまった遺体もあった。原発事故が無ければ、翌日には捜索できた。仮に亡くなってしまうとしても、こんな姿で見つかることは無かったと思った。

双葉消防本部職員の畠山清一は、発見された遺体を洗浄する際に、洗浄する水圧で、遺体が壊れてしまうこともあった。畠山は、「人間でもろい」とさみしくなった。震災当日、風の音に紛れて聞こえた「うう」という呻き声や「助けて」というか細い声が忘れられない。

この捜索活動は同年6月30日まで続き、194の遺体が発見された。

この過酷な捜索活動により、PTSDを発症した職員もいた。原発事故から2～3年の間に、双葉消防本部の係長以上の職員のうち、約半数がうつによる休職を経験した。

(4) 浪江の悲劇を繰り返さぬために

私たちは、日本の原子力政策を、原発の稼働の是非を議論する時、この浪江の悲劇を繰り返してはならないということを基本に据えて考えていくことが必要不可欠だと考える。

このような悲劇を二度と繰り返さないため、司法こそが市民の付託を受けて、危険な原発をストップさせなければならない。

4 双葉病院事件

以下、この項において出典の注釈がないものは、森功「なぜ院長は『逃亡犯』にされたのか見捨てられた原発直下『双葉病院』恐怖の7日間」講談社2012年(甲444)が出典である。

(1) はじめに

双葉病院は、福島第一原発から南西4.5キロの大熊町内に建つ。隣接する系列介護老人保健施設ドーヴィル双葉、クレール双葉と併せ、436人が避難対象であった。精神科を併設する同病院には、寝たきり高齢者だけではなく、

重度統合失調症や認知症の患者も多数いた。救出完了は3月16日。それまでに、50人の犠牲者、一人の行方不明者を出した。

双葉病院事件は、ともすれば防災オペレーションの問題として語られる。しかし、現場で起きた混乱を直視すれば、原発20キロ圏内の全病院入院患者を安全に避難させようなど、そもそも無理難題であったことが明らかとなる。

(2) 震災発生当日

3月11日午後2時46分、震災発生。双葉病院は全館停電となったが、夕刻までは非常用電源が稼働していた。午後5時半ころ、非常用電源が切れてからはロウソク頼りで看護をした。午後9時23分、原発半径3キロ圏に避難指示が発令された。この時、原発から3キロ圏内の他の介護施設で避難対象となった高齢者は79人であったが、体の不自由な高齢者をすし詰めにはできないと、3台の大型バスが準備された(1台あたり26.3人)。



(3) 避難指示発令

3月12日午前5時44分、半径10キロ圏内の避難指示が発令された。しかし一体、重篤患者をどのように安全に避難させられるのか、現場は困惑した。午後2時ころ、歩行可能で意識清明な患者209人が第一陣として選別され、大型バス5台で病院を出発、寝たきりの患者、隔離室の精神病患者など

が後に残された。残り 227 人。

後続のバスがすぐ来るものとの予想のもと、院長は、病院スタッフの避難を個々の判断に委ねた。結果、64 名の病院スタッフも同乗することになり(1 台あたり 54.6 人)、残ったのは院長ら医師 2 名と事務員 2 名のみであった。その中の一人である佐藤事務課長は、その時すでに、人柱になる覚悟を決めていたという。しかし、後続のバスは来なかった。

午後 3 時すぎには、大熊町役場が撤退、県に避難完了を報告した。渡辺利綱町長は、「双葉病院も避難を終えたと思っていた。」と振り返る。午後 3 時 36 分、福島第一原発 1 号機水素爆発。

午後 8 時過ぎ、警察と自衛隊が双葉病院にやって来て、翌日の救助を約束してくれた。

(4) 忘れられた双葉病院

3 月 13 日、終日、救助は来なかった。食料も水も医療器具も十分ではなく、患者らが極限状態に陥る中、院長ら 4 名は必死の看病をした。様子を見に来た 2 名の看護師とその 1 名の夫が加わり、14 日の夜まで手伝ってくれた。

(5) 最重篤患者を 10 時間搬送

3 月 14 日午前 5 時ころ、院長は患者 4 名の死亡を確認した。やがて医師 1 名が加わる。午前 10 時 30 分、自衛隊の救急車両が到着し、第 2 陣として老健施設の 98 人と双葉病院の最重篤患者 34 人が搬送された。院長が乗車対象患者を運び出しているさ中、医師の確認も同乗もなしでの出発であった。自衛隊が「搬送後に戻る」と言って出発したという話もあるが、結局バスは戻らなかった。残り 91 人。

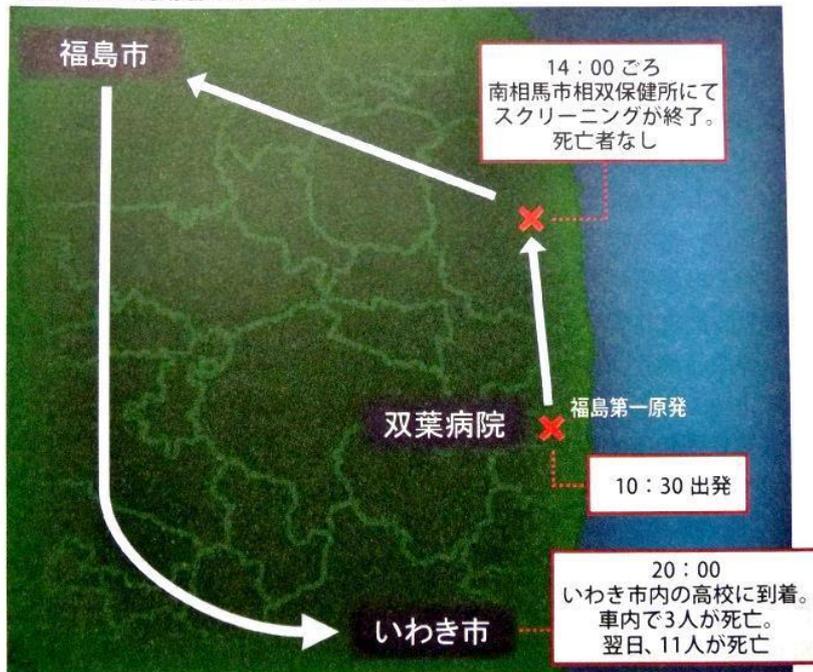
午前 11 時 1 分、福島第一原発 3 号機水素爆発。このとき、待機していた自衛隊輸送支援隊長が「二度目の水素爆発が起きたら、撤退するよう命じられている、オフサイトセンター(現地対策本部)に行って、次の命令を受けなけ

ればならない、しかし15分もあれば戻ってくる。」と言い残して病院の車を借りて去ってしまった(154～157頁)。

午後8時ころ、第2陣がようやくいわき市到着。行先のないまま出発した避難車両は、一旦北に向かい、南相馬市、福島市を周って、双葉病院から直接向かえば30分程度のいわき市の高校体育館に実に10時間をかけて到着したのである。高校体育館では寝たきり患者に対応すること不可能だと知りながら、他の病院に断られた果てのことであった。到着時、3名が死亡していた。さらに到着後、11名が死亡。脱水症状による心機能不全である。8名が、次の搬送先で絶命した(177頁)。

国会事故調報告書(甲10)361頁から

3月14日に行われた双葉病院の重篤患者34人と
老健施設の利用者98人のバスによる避難



(6) 院長ら避難、第三陣と行き違い

3月14日午後10時過ぎ、仮眠中の院長らは双葉警察副署長にたたき起こされ、一旦川内村に避難することになった。そこで自衛隊車両と落ち合っただけで残された患者たちの救出に向かう段取りであった。

3月15日午前6時12分、福島第一原発4号機水素爆発。午前9時40分、

自衛隊が双葉病院到着。医師ら不在のため、どのような状況で搬送されたのか、今もって不明である。午後7時40分、55人救出。残り36人。3月16日未明、最後の35人救出。なお、1人は現在でも行方不明であり、院長らが出発した後どこかに消えたものと推測されている。この最後の90名は二次搬送、三次搬送とたらい回しされ、その途中で24人の死者が出て、最終的に双葉病院入院患者から50人の犠牲が出た。患者たちの搬送先は合計80か所近くに及んだが、ほとんどが搬送過程で命を落としている(207頁～220頁)。

(7) 誤報

3月17日、県災害対策本部は、双葉病院での出来事をマスコミ宛て発表した。「自衛隊到着時、病院関係者は誰もいなかった」「第二陣の搬送には誰も付き添わなかった。」背景が分からないまま、断片情報が独り歩きした結果、院長ら病院スタッフが患者を見捨てて一目散に逃げたかのような誤報が拡散した。

(8) 全病院避難は、そもそも不可能である

3月12日、双葉病院よりは福島第一原発から遠い、県立大野病院と双葉厚生病院は、いずれも原発事故発生に際し被爆者を手当てする指定医療機関であるが、それぞれ重症患者を含む37人、136人を無事避難させている。うち重症患者たちは、自衛隊のヘリコプターで迅速に搬送されている(71頁、109～111頁)。

さて、この双葉病院事件は、県災害対策本部・警察・自衛隊の救援オペレーションスキルの問題として語られることが多い。

しかし、寝たきりの高齢者や隔離室の精神疾患患者を迅速かつ安全に搬送するには、ヘリコプターで次の病院に直行させなければならないのである。しかし、それでは大量即時の要請とは両立しない。

すなわち、そもそも原発と大規模病院とは、原発事故時に避難指示区域となる範囲内に、接近して存在してはならないのである。

下の図は、福島第一原発から20キロ圏内の大規模病院とその入院患者数である。注意を要するのは、ここには老健施設の入居者数が含まれていないことである。



国会事故調報告書（甲 10.358 頁）

(9) 原発と病院とは併存しえない

双葉病院の重篤患者らは、大型バスの座席に無理やり座らされ、行くあてもないまま出発し、医療設備のない体育館の床で一夜、二夜を過ごし、体力を消耗していった。

福島県地域防災計画では、病院の患者避難は基本的に病院独力で行うとしている。しかし、これは、20キロ圏という広域の避難区域が設定される規模の原発事故を想定して作られたものではない(国会事故調報告書 364、365 頁)。ライフラインも通信手段もない中で、病院独力で避難することなど、無理である。

教訓は、原発は、20キロ圏内の全病院の避難先・避難手段を確保することを制度的に担保していなければならないということであるが、それも、無理な話である。



(2011年11月撮影ベッドの散乱する病院周辺)

5 山木屋事件

(1) はじめに

震災前福島県伊達郡川俣町山木屋に住んでいた渡辺はま子さん(以下「渡辺さん」という)は、福島第一原発の事故後約4ヶ月経った平成23年7月1日の早朝、自らの命を絶った。享年58歳であった。

福島第一原発事故(以下「本件事故」という)が、渡辺さんから多くのものを奪い、渡辺さんに自死を選択させた。

(2) 本件事故以前の渡辺さんの生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。山木屋は自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。そして、渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。

PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格の持ち主であった。平成12年には、自宅も新築した。

本件事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働いて、夫と2人の子ら(合計4人)で生活していた。



(3) 本件事故以後の渡辺さんの生活

ア 平成 23 年 3 月 11 日～16 日

平成 23 年 3 月 11 日の地震の際、渡辺さんは、夫とともに勤務先の養鶏場にいた。

渡辺さんは、停電の中、自宅に戻った。それから 2、3 日経過後に停電が復旧し、渡辺さんは、テレビの報道で本件事故の深刻さを始めて認識することになった。そして、3 月 15 日午後 3 時ころ、テレビで福島第一原発四号機の爆発が報じられた。

渡辺さんら家族 4 人は、ガソリンをかき集め、車で山木屋を脱出した。隣の市町村である福島市蓬萊の親戚の家で食事をし、その日は車の中で一夜を過ごした。

16 日未明、渡辺さんらは、福島市の避難所が一杯であることを聞き、急遽会津地方の磐梯町にある体育館に向かうことになった。渡辺さんらが食事を摂れたのは、放射能検査などを終えた夕方の 4 時ころであった。

イ 3 月 17 日～4 月 10 日

報道により、次第に山木屋地区の空間線量が明らかになってきたもの

の、体育館での避難生活は雑魚寝でプライバシーも一切なく、食事も冷たいおにぎりやカップラーメンであり、渡辺さんは耐えられなくなった。渡辺さんは、3月末に、家族とともに山木屋の自宅に戻り、元の養鶏場で働き始めた。

もともと、多くの住民は戻らず、スーパーにはほとんど物が販売されない状況となった。

ウ 4月11日～6月12日

4月11日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるとの報道がなされ、16日に国から説明がなされ、22日に避難指示が出た。

しかし、渡辺さん家族は皆働いていたため、引越先探しは難航した。

22日以降、警察官が何度も避難指示に訪れ、渡辺さんは、自分が犯罪者であるかのように感じるようになり、食欲も低下し、体重は5、6kg減少した。家族に対し、今後の不安を打ち明けるようになった。

そして、6月初めに、長男が郡山に、次男が二本松に引っ越し、渡辺さんと夫が福島市に引越できたのは、6月12日であった。

エ 6月12日～6月29日

渡辺さんは、アパート暮らしをするようになった。山木屋の自宅と異なり、隣家は一枚の薄い壁を隔てているだけであり、周囲に気を使う毎日が始まった。夜も眠れないようになり、食事も事故前の半分程度に減ってしまった。

6月17日には、養鶏場が閉鎖し、渡辺さんは職を失った。

渡辺さんは、アパートで一日中過ごすことになり、夫にローンなど今後の不安を訴えるようになり、笑顔はなくなり、涙を流すことが一層多くなった。「あなた(夫)は自分の気持ちをわかってくれない」「周囲の人々が、自分を避難民だとじろじろ見る」

「山木屋に戻りたい」等と言い、外出もせずふさぎこむようになった。

(4) 自死の状況(6月30日～7月1日)

ア 夫の理解を得て、渡辺さんは、6月30日から1泊の予定で、夫とともに山木屋に戻るようになった。

イ 6月30日の夕方、山木屋の自宅で、渡辺さんは、「明日の午前中には帰る。」と言う夫に対し、「あんただけ帰ったら。私はアパートに戻りたくない。」と言った。

ウ 30日の深夜、夫が気付くと、傍で渡辺さんが泣きじゃくっていた。7月1日午前4時に、夫が起きて草刈りに出た際、渡辺さんは眠っていた。

夫は、午前5時30分ころ、自宅から50メートルほどにあるゴミ焼き場付近で火柱を見た。夫は、「妻が布団でも燃やしているのだろう」と思い、そのまま草刈りを続けた。

その後、朝食の時間になっても迎えに来ない渡辺さんが気になって、夫は自宅に戻ったが、渡辺さんの姿を発見することはできなかった。そして、ゴミ焼き場の隣に倒れている渡辺さんを見つけた。

渡辺さんの遺書は見つからなかった。

(5) 確定判決により因果関係が認定

この山木屋事件については、平成26年8月26日、福島地方裁判所において、福島第一原発事故によるうつ状態を発症して自死に至ったものであり、福島第一原発事故と自死との因果関係を認定する判決がされ、確定している。

6 震災関連死について

(1) 行政が把握する福島の関連死の深刻さ

平成24年8月21日、復興庁は「東日本大震災における震災関連死に関する報告」(甲592)を公表した。

同報告は、東日本大震災における震災関連死を真剣に受け止め、将来の災害に向けた対応策等を検討する必要があるとの観点から、震災関連死の死者

数が多い市町村と原発事故による避難指示が出された市町村の1263人を対象に、原因の調査を行った。調査方法は、市町村からの情報提供を基に、復興庁において情報を整理したほか、地方公共団体職員や有識者からのヒアリングを実施する方法によって行われた。

同報告では、前記の1263人について、さまざまな観点から分析を行っている。男女別では概ね半々、約6割が既往症を持っており、死亡年齢別では80歳代が約4割、70歳以上で約9割と、高齢者や病気を持った方が関連死による犠牲者となりやすいことが明確になっている。

原因区分別の分析によると、「福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。」（甲592・1頁）と述べられている。国自身が、原発事故による避難が、関連死の死者数を増加させていることを認めた形である。

地方公共団体の災害弔慰金の支給事務を担当した市町村等の職員からヒアリングを実施した中でも、原発事故の特徴が色濃く表れている。「宮城県や岩手県と違い、福島県浜通りは、原災避難の影響が大きい。地域の病院等の機能が喪失したために多くの患者を移動させることになった。動かしてはいけない状態の人を長時間かけて移動させ、更に別の地域へ移動を重ねるなどの事態となったことが大きいと感じた。」（甲592・2頁）

4人の有識者からヒアリングを実施した中でも、「福島県のケースは移送による死者が目立っている。要介護病者高齢者は移送する際に肉体的や精神的に大きな負担が生じるため、移送によるリスクが高い場合等には移送しないという選択肢も考慮すべき。」（甲592・3頁）などとされている。原発事故の下では、要介護病者高齢者は、避難をして移送による肉体的精神的負担を受けるか、避難をせず多少の高線量被ばくでも甘受するかという究極

の選択を迫られるのである。

そして、「避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食糧の確保等について、国・県・市町村レベルで具体的な計画を立案し、実際に近い形での避難訓練を実施するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要がある。」（甲 592・9～10頁）とも記している。

福島県の震災関連死において、原発災害としての特別な傾向は、同報告後も続いている。やはり復興庁が平成29年1月16日に発表した「東日本大震災における震災関連死の死者数（平成28年9月30日現在調査結果）」

（甲 593）によると、やはり福島県の震災関連死の死者数がダントツに多く、その前回である平成28年6月30日の公表資料と比した死者数の増加数も48人（増加数が2番目に多いのが宮城県の2人）と他県を大きく引き離している。また、特に66歳以上の死者数は2番目に多い宮城県の2倍以上という数字である。

(2) 復興庁が公表する数字は深刻な実態の一部

しかし、こうした復興庁が公表する数字は、深刻な関連死の実態の一部しか表していないとみるべきである。

「震災関連死」に対する認定は、1973年に施行された「災害弔慰金の支給等に関する法律」を根拠に行われる。同法は、「災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しく障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し貸し付ける災害援護資金について規定」したもので、「災害」すなわち「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自

然現象」が自治体において発生し、災害救助法の適用となる等の要件を充たしたときに適用され、個別に当事者または遺族からの申請を受けて、各市町村において各申請について「災害弔慰金」の対象とするかどうかの認定を行う。この支給の決定が「震災関連死」の認定となるのである。

「震災関連死」に対する認定は、各自治体の災害弔慰金支給審査委員会設置要綱に基づき、委員会が弔慰金支給に関しての事実の審査を行い、支給の決定を行う。この決定が「震災関連死」の認定となる。委員会のメンバーは、学識経験者、保健・医療関係団体の代表者からなると定められている。

問題なのは認定の基準である。平成23年4月に厚生労働省社会・援護局災害救助・救援室が「震災関連死に対する災害弔慰金等の対応(情報提供)」として平成16年の中越地震において長岡市が示した認定基準を例示している。中越地震の基準は、時間においては、1週間以内は震災関連死であり、1ヶ月以内はその可能性が高い、6ヶ月以内は可能性が低い、6ヶ月以上になるとまずは関連死ではないというものであった。また、環境の激変(地震のショック・余震への恐怖、避難所等における疲労、初期治療の遅れ、救助・救護活動等の激務、多量の塵灰の吸引等)があれば可能性が高いと判断された。死因が肺炎・心筋梗塞・心不全・脳梗塞等については、緻密に判断するとしており、例えば、発症時期が、生活が安定して以降の場合は該当せずということであり、地震前に高血圧、高脂質、持病等元々のハイリスク者ではなかったのか、元々衰弱(免疫力低下)しており、地震がなくても同様の経過を辿ったと考えられないか、などを考慮した上、医師の「追加診断書」を求め、少なくとも関連性が否定されていないことが必要である、等とされている。

こうした認定基準は、福島第一原発事故の避難者にとっては、必ずしも妥当なものではない。原発事故による避難者は、地震などの自然災害による避難者と異なり、人の手が入らない故郷や自宅が年々荒廃していく状況を目にしていくなことになるので、原発事故よりもはるかに後になっても大きな精神

的苦痛を受ける。また、放射線も放射性物質も目に見えないために容易に知覚できず、いつになれば人が住める放射線量になるのか等も見通しが立ちづらいため、避難者自身も将来設計をしづらく、故郷への帰還をあきらめる決断がしにくく、悩みを抱え続ける傾向が強い。さらに、子や孫との新天地での生活を選ぶか、住み慣れた故郷と自宅での生活を選ぶかという選択を、ほぼ全ての避難者が迫られるという特徴もある。原発事故の場合は避難生活が自然災害の場合よりも長期化するため、環境の変化による影響を受ける期間も長期化し、そのことによる健康悪化が起きやすくなるという側面もある。

なお、災害弔慰金の額は、世帯主の場合は500万円を上限とし、その他の世帯員の場合は半額の250万円を上限として設定されている。災害弔慰金の負担については、国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっている。

このような制度下で把握された「関連死」であるから、前記のように認定外の関連死の死者数はさらに相当程度多いものと見込まれるし、そうして認定された「震災関連死」の災害弔慰金も極めて低額で、福島第一原発事故による責任を考慮したときに、損害の公平な分担の観点にも反するレベルにとどまっている。

(3) 関連死の具体的な事例

ア 「あいまいな喪失」

福島民報社編集局による「福島と原発3 原発事故関連死」（甲594）には、福島第一原発事故による関連死の個別事案が多数掲載されているが、

「増え続ける悲劇-心のケアの態勢充実を」と題した座談会の中で、臨床心理士の成井香苗氏は次のように述べている。

「あいまいな喪失」を感じ、大きなストレスを抱えている避難住民が目立ちます。家が完全に壊れてしまったわけではないので、古里での生活を諦め切れない。さらに自分で望んだ事態ではないため、余計に執着心が出

てきます。克服するには、いくら「あいまい」であっても、帰還できない、元のように取り戻せないという現実を認めるしかありません。

特に仕事を生きがいとしてきた人は、自らのアイデンティティーが奪われたと強く感じています。人の多くは仕事によって「生きる意味」を見いだします。自分が誇りを持ってきた仕事が避難先で途切れてしまったことが大きな喪失感につながっています。培ってきた能力を生かせるような就業支援が求められます。」（210～211頁）

以下では、「福島と原発3 原発事故関連死」に掲載されている事例を始め、原発事故による関連死と思われる具体的ケースを紹介する。

イ 樽川久志さんの例

実際に、福島第一原発事故により生業を奪われ、生きる気力を失って自ら命を絶った人は少なくない。福島県須賀川市の農家樽川久志さんもその1人であった。

樽川さんは、平成23年3月12日、福島第一原発1号機で起きた水素爆発のテレビ映像を見るなり、「もう、福島の農業は終わりだ。何にも売れなくなるぞ。」と言った。後継ぎで次男の和也さんには、「お前を間違えた道に進ませちまったな。」とわびたそうである。

樽川さんは、学校給食へもキャベツを食材として提供していたが、1回も農薬を使わない、子どもたちにとって最高のキャベツだということに誇りを持っていた。

同月23日の夕方、自宅にキャベツなどの出荷停止の1枚のファックスが届いた。例年より出来が良い出荷直前の7500個のキャベツはすべて廃棄となった。

樽川さんは、その翌日、自宅裏で自ら命を絶った。

ウ 五十崎喜一さんの例

福島第一原発事故で古里の浪江町を追われた五十崎喜一さんも、原発事

故の避難生活を苦に自ら命を絶った。

五十崎さんは、原発作業員だった。58歳で退職した後も、嘱託で平成22年までは福島第二原発の定期検査などに従事していた。

65歳になってからは退職して家庭菜園に没頭し、趣味の海釣りやアユ釣りを楽しんでいた。「原発は今はいいけど、何か起きたらもう駄目だ。逃げるしかないぞ。」そう事故前にも口にしていたそうである。

五十崎さんは平成20年に長男を亡くし、孫を引き取って一緒に暮らしていた。原発事故後、浪江高校が二本松市にサテライト校を開設するということから、孫の通学のために二本松市にアパートを探し転居した。

避難先では生活費にも苦労した。妻も浪江町のクリニックを退職扱いになり、毎月の収入がなくなったので預金を切り崩さざるを得なかった。住宅ローンも800万円も残っており、返済を延期してもらうしかなかった。孫も自動車整備の専門学校に通いたいという希望を持っていたが、かなえてやれなかった。五十崎さんは、「情けねえな。まったく、どうしようもねえな。」と妻に漏らしていたそうである。

五十崎さんは、母が避難生活の中で認知症となってしまう、徘徊を繰り返すようになったことにも悩まされた。持病の糖尿病も悪化し、不眠にも悩まされた。大好きな釣りも家庭菜園もできなくなった。何もかも抱え込み、将来に希望を失った中で、五十崎さんは真野ダムの橋から身を投げ自殺した。

エ 高橋広美さんの例

飯舘村から福島市大森の借り上げアパートに避難していた高橋広美さんは、平成23年9月1日にくも膜下出血で48歳の若さで亡くなった。

飯舘村で生まれた夫と昭和63年に結婚した福島市出身の高橋さんは、飯舘村にもなじみ、自然の中でゆっくり生活していくはずであった。

大震災によっても自宅には大きな被害はなく、当面の食料や灯油もあ

り、水は地下水を使用していたので、自給自足でしばらく生活できるはずだった。しかし、平成23年3月12日の福島第一原発1号機の爆発、それによる放射線量が高いことがわかり、避難したが、最初の避難先も放射線量が高いということで、再び福島市大森の借り上げアパートに避難した。

高橋さんは、避難前は家事や子どものことなど家のことはすべて任せ、1人でこなしていた。避難後は、高橋さんの勤めていた測量会社の引っ越しもあり、飯舘村と福島市の新しい事務所との間を何度も往復していた。同僚の葬儀もあった。高橋さんは、毎朝、長女を勤め先に、二女を中学校に送り届けてから出勤した。二度目の避難の後、10日後には義父が歯の治療のため入院することになった。避難のストレスに加え、さまざまな責任が重なっていた。

平成23年9月1日午後4時半ころ、高橋さんは勤務先で倒れ1時間後に死亡が確認された。夫は、娘からのメールに午後6時半ころ気づき、感謝の言葉を伝える時間も与えられなかった。

子育てが終わったら、ゆっくり2人で生活を楽しもうと考えていた高橋さんと夫は、その夢を打ち砕かれた。

オ 安部義雄さんの例

山木屋で原発事故にあい、平成24年12月17日に亡くなった安部義雄さんもくも膜下出血が死因である。

安部さんは、福島第一原発事故の前、電気工事関係の会社から仕事をもらっていた。

福島第一原発後、安部さんは、子どもたちを被曝させないように避難先探しに奔走し、移動の際の子どもたちの衣服などにも気を配っていた。

安部さんは、子どもたちのことをよく考えてくれる頼りになる父親で、亡くなる前にも、高校2年生の長女の進路の相談にじっくり付き合ってい

た。

安部さん自身は健康体で、病気らしい病気をしたことがなかったが、平成24年夏、出張で仙台に行っていたころ、おう吐をするなど体調不良が生じた。そのときは、「肩こりからきているのだろう」という医師の診断だったが、その後も後頭部が痛みを感じる症状がときどきあった。

安部さんは、震災後は出張が増え、外食が多くなっていた。福島第一原発事故後は、「山木屋はもうだめだ」と口にすることが多くなり、将来についての悩みも深かった。

安部さんは、山木屋の自宅で、自分の車の整備をしていた日に亡くなったようである。連絡がとれない安部さんを心配した妻が、山木屋の自宅の茶の間で倒れているのを発見したのは平成24年12月20日のことであった。41歳の若さだった。

父の死に直面して、子どもたちもショックを受け、落胆した。妻も、夫が亡くなったことで将来のことについての様々な不安を自分1人で抱えることとなり、夜も眠れないことがあるなど心理的に重圧を感じるようになった。涙もろくなって人前でもすぐ涙がこぼれるようになってしまった。

福島第一原発事故がなければ、と大変悔しく思う毎日を送っている。

カ 藤田常盛さんの例

福島第一原発事故による関連死は、高齢者、障害者などに、より顕著に起きる傾向がある。

南相馬市鹿島区の仮設住宅で80歳の生涯を終えた藤田常盛さんもそうした1人である。藤田さんは、浪江町請戸に大工の次男として生まれた。高校卒業後に船大工をしていた叔父に弟子入りし、後に船大工職人として一人立ちし、昭和32年に南相馬市小高区の女性と結婚、昭和45年ころ、東京の造船会社を退社し、南相馬市小高区に戻って「藤田建築」を立ち上げ、住宅建築などに腕をふるう。しかし、患った胃潰瘍の治療の際の

医療ミスから、藤田さんは50歳ごろから車椅子での生活を余儀なくされた。

福島第一原発事故、東京都町田市の市営アパートに避難するなどしたが、エレベーターのない建物の4階という環境は、車椅子の藤田さんを抱える家族には過酷な環境であり、慣れない環境だったこともあって藤田さんの妻は吐血、急逝胃潰瘍と診断され、約2週間入院することとなった。

平成23年6月、南相馬市に戻りたいと考えた藤田さん夫妻は、同市鹿島区の仮設住宅に移ったが、狭い仮設住宅での生活は藤田さんに耐えがたいものになった。藤田さんは、夜中も近所の物音が気になって寝付けず、激しく足を布団に打ち付けるなどした。このとき藤田さんが一時的に激しく動いたことで、足などの静脈にできた血栓が肺に運ばれ、動脈に詰まる肺塞栓で亡くなったのだろうと医師は診断した。

「車椅子生活で酸素ボンベが手放せない夫のような障害者が簡単に避難できるはずがない。悔しい。もう誰にもこんな悲しいことが起こらないでほしい。」藤田さんの妻はそう考えている。

キ 藤田ノリさんの例

双葉町の高齢者施設「せんだん」で体調を崩し、双葉厚生病院に入院していた藤田ノリさんは、南相馬市の鹿島区で生まれ、仕事で忙しい夫を支えながら6人の子供を育てた。「せんだん」に入所したのは、足が不自由になったためだった。

平成23年3月23日、テレビのニュース映像が双葉町の双葉高校グラウンドで自衛隊によって救出される人々を映していた。その中に藤田ノリさんの姿があった。この映像を観た息子夫婦が親族の協力も得て、藤田ノリさんが白河市の白河厚生総合病院にいることがわかった。藤田ノリさんは、思いのほか元気であったが、持ち物といえばタオル1枚もなかった。

ところが、藤田ノリさんが元気なことを確認して1ヶ月もしない平成2

3年4月15日、同行の行方を必死に探していた同行の息子の守さんが心筋梗塞で急逝した。同日の朝、一緒に朝食をとって猫をなでていた守さんにはなんの予兆もなかったという。守さんは、二男二女に恵まれ、建設会社を経営し、社交的で広く愛された人だった。母親のこと、会社のこと、従業員のこと、放射能のこと、など心配事が重なったことが原因と思われた。

藤田ノリさんは、そのころ病院から退院を求められ、平成23年4月19日に矢祭町の高齢者施設に入所したが、直後に肺炎を再発し、茨城県常陸太田市の病院に移った。病床の藤田ノリさんは、しばらくの間、守さんの死を知らされていなかったが、同年6月ありのままをきかされ、静かに涙した。

肺炎がよくなった藤田ノリさんは、それでもベッドを離れることができず、平成23年12月6日、91歳の誕生日の2日前に息を引き取った。

第3 故郷、地域コミュニティーの破壊

1 福島県伊達郡川俣町山木屋地区について

(1) はじめに

山木屋地区の住民であった渡辺さんが自死した状況については、前記の通りであるが、渡辺さんが自死に追い込まれた背景として、福島地方裁判所いわき支部平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号・福島原発避難者損害賠償請求事件(原告・早川篤雄 外585名、被告・東京電力ホールディングス株式会社、以下「別件訴訟事件」という)において、平成28年11月10日に実施された、福島県伊達郡川俣町山木屋地区(同地区外に所在する仮設住宅も含む)における検証(以下「本件検証」という、甲595-597))の結果を踏まえ、当該事件の原告らのふるさと・山木屋とはどのようなものであったのか、そのふるさと・コミュニティーが福島第一原発事故の結果、どのように破壊されてしまったのかについて述べる。

ここで述べることは、単に、福島第一原発事故の結果がこのようなものであったというにとどまらず、原発が過酷事故を起こした場合には、その周囲に数多く存在するコミュニティーが、決定的に破壊されてしまうということを意味している。

(2) 山木屋地区の概要

山木屋地区は、福島県伊達郡川俣町の東南部に位置している。同地区は、阿武隈山地の中の、標高約400～600mの盆地となっている。

福島第一原発事故前には、同地区には、約340戸、1100名余の人たちが住んでいた。

同地区の主な産業は農業であり、水稻、葉タバコ、花卉などの栽培が盛んであった。また、酪農、肉牛等の牧畜業も行われていた。

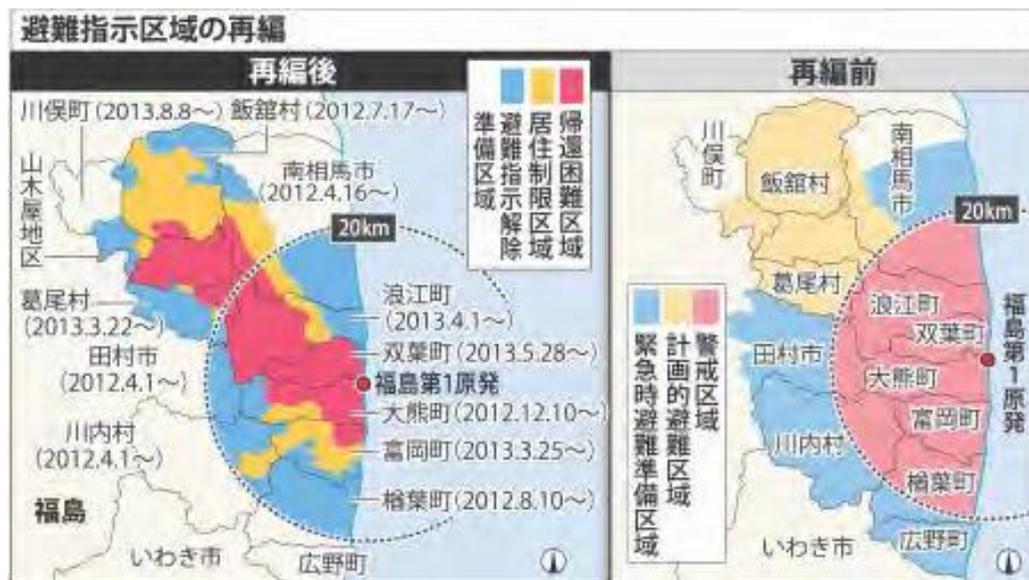
(3) 福島第一原発事故と山木屋地区

山木屋地区は、福島第一原発から約 40 kmに位置しており、平成 23 年 3 月 11 日に発生した同原発事故の後、しばらくは避難指示が出されなかった。しかし、同地区は、同年 3 月 15 日に同原発から南東の風に乗って飛来した放射性物質の通り道にあたり、放射性物質が高い濃度で沈着することとなった。

その後、同年 4 月 22 日、同地区は計画的避難区域に指定され、全住民に対して避難指示が出された。そして、同年 6～7 月に全住民の避難が行われた。しかし、この間、同地区の住民らは、3～4 カ月に亘って、高い濃度の放射能汚染に曝されることとなった。

平成 25 年 8 月 8 日には、避難区域の見直しがなされ、浪江町との境に近い「乙 8 区」と言われる地区(山木屋地区は、後述するように、11 の「区」から成る)だけは居住制限区域とされ、その余の地区は、避難指示解除準備区域となった。

そして、平成 29 年 3 月 31 日、避難指示解除準備区域は、避難指示が解除され、住民は帰還できることとされた。しかし、福島第一原発事故によって破壊されたコミュニティが回復されることはなかった。その実態が、本件検証によって、明らかにされたのである。



平成 25 年 8 月 8 日の避難指示区域の再編

(4) 本件検証の概要

ア 本件検証の日時

本件検証は、平成 28 年 11 月 28 日午前 9 時 50 分に開始され、午後 4 時 30 分ころ、終了した。気温は約 4℃であり、寒い一日であった。阿武隈山地の山村の晩秋を、文字通り、肌で体感することができた。

なお、以下の記述の中に、別件訴訟事件の原告となっている者の氏名が出てくるが、それらの人たちを、「住民●●」と称することとする。

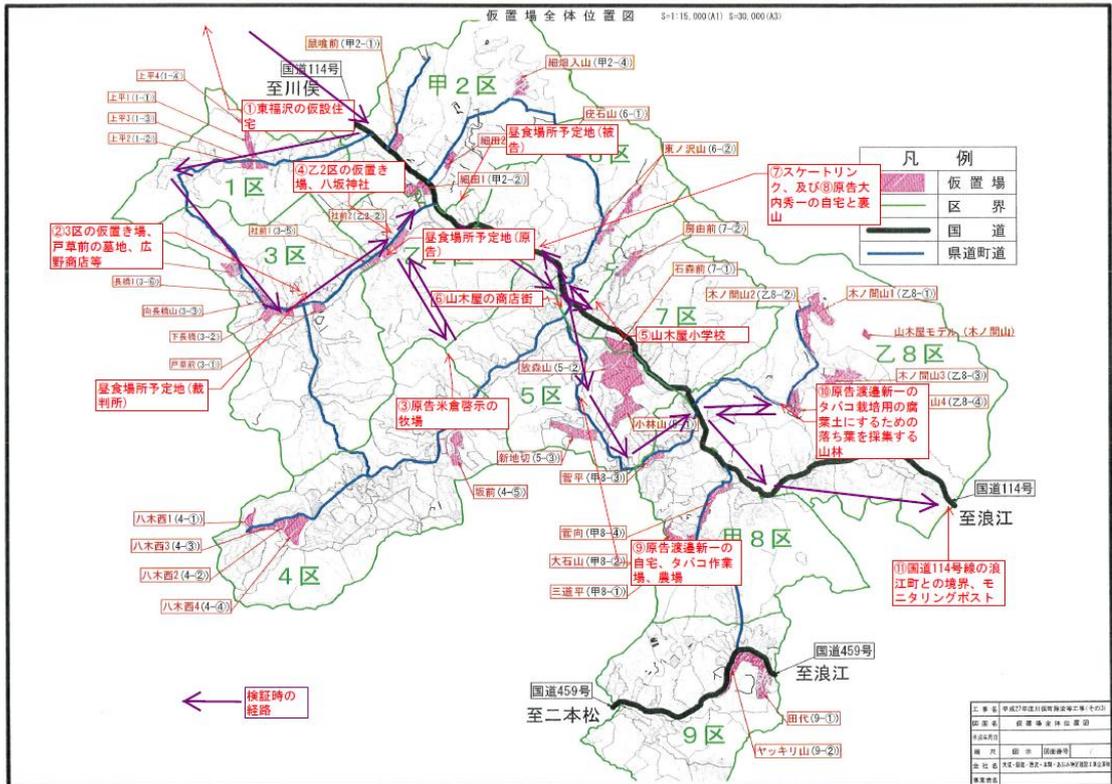
イ 本件検証の検証場所及びルート

本件検証において見分を行った場所は、次の 11 カ所である。即ち、①住民渡邊直一の仮設住宅、②3 区の仮置場等、③住民米倉啓示の牧場、④八坂神社及びその周辺、⑤山木屋小学校、⑥山木屋中心地、⑦絹の里やまきやスケートリンク、⑧住民大内秀一の自宅裏の畑及び里山、⑨住民渡邊新一の自宅・タバコ作業場・農地等、⑩住民渡邊新一の山林、⑪国道 114 号線の浪江町との境界付近、である。このうち、①の住民渡邊直一は、⑨⑩の住民渡邊新一の父であり、当然のことながら、本件事故以前は、⑨の自宅に住んでいたのである。

上記 11 カ所のうち、①の仮設住宅は、川俣町大字東福沢というところにある。山木屋地区の外にある。この仮設住宅は、川俣町の中心地の近くに作られたものであり、山木屋地区から国道 114 号線を通って約 11 km の距離にある。また、上記②～⑪は全て山木屋地区内にある。

本件検証の際に通ったルートは、次の図のとおりである。①の仮設住宅を見分した後、国道 114 号線を通って山木屋地区に入った。後に述べるように、山木屋地区は、全部で 11 の区から成り立っているが、本件検証で通過した地区は、概ね 1 区、3 区、乙 2 区、6 区、7 区、5 区、乙 8 区である。実際に立ち寄った見分場所の他、通過する車窓から、山木屋地区の本来農地であった土地のあちらこちらにフレコンバッグの山が築かれている

ことが確認された。また、山木屋地区の山林の多くは落葉広葉樹林となっているが、本件検証の日、平成 29 年の秋の終わりを告げる見事な紅葉が見られた。この山林は、所謂里山であり、住民たちの手が入って、維持されて来たものである。この紅葉は、山木屋地区の住民たちが作り上げた芸術作品であると言っても過言ではない。



山木屋地区の検証場所及び検証ルート

また、国道 114 号線は、山木屋地区のほぼ中央を、北西から南東方向に横断している。同国道は、概ね、口太川流域の平地となったところを通っている。本件検証では、同国道を通過して山木屋地区を横断した形になる。そして、本件検証では、一部(1区→3区→乙2区、乙8区)、同国道から離れて、山間部にも入った。本件検証では、山木屋地区の大まかな概要を見ることができたものである。

ウ 放射線量の測定

本件検証においては、①米倉牧場、②住民大内秀一の自宅裏の畑、③同

住民の自宅裏の里山、④住民渡邊新一の山林、⑤国道 114 号線の浪江町との境界付近のモニタリングポスト周辺、⑥国道 114 号線の浪江町との境界に設けられたゲート、の 6 カ所において、放射線量の測定を行った。線量測定は、住民側及び被告側において、それぞれ、測定機器を以て測定を行った。

(5) 検証の結果明らかになったこと

ア 山木屋の全体状況

i 山木屋の地形

山木屋地区は、阿武隈山地に四方を囲まれた盆地であり、標高は概ね 400～600m である。川俣町の中心地の標高は約 200m であり、山木屋地区はそこから約 200～400m ほど、標高が高くなっている(甲 595[指示説明]6 頁)。標高が高い分、気温も周囲の地域よりも寒冷であり、夏でも比較的涼しい気候である。

山木屋地区は山地が多く部分を占めており、一部に杉・檜等の植林も見られるが、大部分は落葉広葉樹が主体となった二次林である。

山木屋地区は、阿武隈川の支流である口太川の源流域となっている。口太川等の川の流域の低地や、山地の裾野は、本件事故前は、米や葉タバコ等の作物を作る農地となっていた。

ii 山木屋の区

山木屋地区には、本件事故以前は約 340 戸の戸数があり、1 区～9 区(2 区と 8 区は、それぞれ、甲乙の 2 区に分かれている)の、全部で 11 の区からなっていた。このうち、1 区～4 区を上組、5 区～9 区を下組と言っていた(甲 595[指示説明]6 頁、26 頁、甲 596・写真 2-1)。

山木屋地区は、7 区に中心地があり、小さいながらも街並みを形成しているが、人家は、地区内に広く散在している。山木屋地区は、国道 114 号線を通って北西の端から南東の端まで約 8.6km、車で約 10 分程度の距

離であり、盆地という性質も相俟って、地区としてのまとまり、繋がりが非常に強い。また、各区毎のまとまりもよい。

iii 山木屋での生活空間

山木屋地区の住民は、専業農家が多数おり、専業農家ではない家でも、多かれ少なかれ、農業を行っていた。本件検証で自宅ないしその周辺の見分を行った住民大内秀一は兼業農家であり、住民渡邊新一は専業農家である。この両家において見られたように、山木屋の農家は、広い敷地にゆったりとした家が建てられている。そして、家の敷地の周囲に農地や里山が広がっている。このような、家の周囲に広がる農地や里山も、山木屋の人たちの日常的な生活空間となっていた。

iv 山木屋の生活空間を占める除染物等の山

ところが、本件事故後の山木屋は、本件検証において、3区や乙2区において見分を行ったように、低地の、かつては良好な水田であったところの多くの場所が、除染土壌や除染廃棄物の仮置場とされており、フレコンバッグの山と化している。このような仮置場は、山木屋の11ある行政区のそれぞれに設置されており、それぞれの仮置場は、その設置された区から排出された除染物等が置かれている。

山木屋全体では、田んぼの総面積の約3割程度が仮置場として利用されている。また、山木屋では、仮置場の総面積は約107㎡であるが、その約8割の88万㎡が元農地である。

フレコンバッグの上には防水シートが掛けられているが、防水シートもフレコンバッグも紫外線には弱く、いつ破損するかもわからない状態となっている。これらが破損すれば、周囲に放射性物質が漏れ出すことになる。

これらの除染物は、双葉郡大熊町及び双葉町に国が設置する予定の中間貯蔵施設に搬入される予定となっている。しかし、現状では、国は、

用地の取得にも苦慮しているようであり、中間貯蔵施設の建設は進んでいない。国は、元来、住民たちに対して、仮置場を3年で撤去すると言っていたが、震災から5年以上経過した現在においても、撤去されていないばかりか、今後も、撤去の見通しは全く立っていない。

さらに、今後は、上記の除染物のための仮置場の他に、家屋の解体によって発生する解体廃棄物のための仮置場も設置される予定であり、さらに多くの農地が、仮置場と化してしまうことになる(以上、甲595[指示説明]6～8頁、22頁、甲596・写真2-2)。

v 除染について

除染は、表土を数cm除去して行うものである。除染が行われた農地は、それまで長年、何代にも亘って生産性を高めてきた養分豊かな土壌が剥ぎ取られてしまっているのである。そのため、本件事故以前と同様の生産性を有する農地を復活させるためには、相当の年月をかける必要がある(甲595[指示説明]56頁)。

vi 本件事故の結果生じた山木屋の汚染

本件事故の結果、福島第一原発から大量の放射性物質が放出された。平成23年3月15日に、同原発から北西方向に向かって強風が吹いたため、高濃度の放射性物質が山木屋方面に降り注ぐこととなった。国道114号線は、浪江町との境界から、谷沿いに、西方ないし西北方に、山木屋地区の中心に向かって降りていくが、高濃度の放射性物質は、ほぼ、同国道に沿って移動し、山木屋地区全体を汚染するに至った。同年4月末の時点で、山木屋地区は、文部科学省の調査によると、Cs134及び137の蓄積量が300万～3000万Bq/m²に達していた(甲596・写真11-2)。この数値は、以下に述べるように、山木屋地区全域がチェルノブイリ事故における、居住禁止区域に該当したことを意味している。

同年8月23日における文部科学省による調査の結果でも、例えば、国

道 114 号線の浪江町との境界付近の広久保山地区は、Cs134 及び 137 の合計で、165 万 Bq /m²という値を記録していたが、この値は、チェルノブイリ事故のために設定された厳戒管理区域(55 万 5000～148 万 Bq/m²)を遙かに超え、居住禁止区域(148 万 Bq/m²～)に該当するものである。また、この調査結果では、山木屋地区内の他の地区でも、同じく Cs134+137 の合計で、約 40 万 Bq /m²前後に達していたが、この数値は、チェルノブイリ事故の基準で言えば、移住の権利が認められる高汚染区域(18 万 5000～55 万 5000Bq/m²)に該当する(甲 596・写真 11-1)。

vii 山木屋における里山の汚染

前述の通り、本件検証においては、放射線量の測定が行われたが、浪江町との境界のゲート付近では、住民側、被告側で、それぞれ、2.70 μ Sv /h、2.64 μ Sv/h であった。

住民渡邊新一の山林では、住民側、被告側で、それぞれ、1.75 μ Sv/m²、1.70 μ Sv/m²であった。この測定箇所は、既に除染が行われた箇所である。しかし、山木屋地区の山林の殆どは除染されていない。除染されていない場所の放射線量は、上記の数値を遙かに超えていることが推測される。山木屋地区では、主要産業の葉タバコ作りのために山の木の葉を用いて腐葉土を作っている。このように、山木屋地区では、自然の恵みを生かした産業を営んできたが、山林の高い濃度の汚染状況は、このような山木屋の産業を根底から破壊するものとなっている。

また、住民大内秀一の自宅裏の里山での測定結果は、住民側、被告側で、それぞれ、1.10 μ Sv/h、1.02 μ Sv/h であった。この里山は、全体が除染されているわけではなく、除染されているのは一定の範囲である。同住民は、この里山の中において、天神様を祀っており、家族のみならず近所の子どもたちも参拝に訪れていた。この里山の中には、他にも稲荷様や弘法大師の祠もある。また同住民は、この里山の中で、様々なキ

ノコや山菜の栽培を行っていた。このように、同住民にとって、自宅裏の里山は、日常生活の中で様々に利用する場所であった。同住民に限らず、山木屋地区の住民の多くの住宅は、農地や里山が一体となっており、日常生活の中で様々に利用されてきた。しかし、そのような日常生活の中に位置づけられていた里山の多くの部分が除染されていないし、高い濃度の放射性物質によって汚染されている。山木屋地区の住宅は、本件事故前のような、日常的に自然と触れ合う生活ができる場所ではなくなってしまうている。

それから、山木屋地区の中心にある「神武山公園」は、本件事故以前は、身近な子どもたちの遊び場となっており、放課後や昼休み等には子どもたちが毎日のようにやってきたし、入学式や卒業式の際の思い出の場所・記念撮影の場所として利用されてきた(甲 596 ・写真 5-6)。またこの場所は花見の名所でもあり、地域の様々な人に安らぎを与えてくれる場であった。しかし、このような地域の中心にある場所でさえ、放射線量が高く、人々が安心して立ち入れる場所ではなくなってしまうている(甲 595[指示説明]36～37 頁)。

そして、3 区では、小高い丘の上の木立に囲まれた場所に、同区の集会場として利用されてきた薬師様の建物があるが、この建物の回りも除染がされておらず、高い放射線量のまま放置された状態にある(甲 595[指示説明]9 頁)。このように、山木屋地区では、日常的に利用されていた場所ですら、未だに除染がされておらず、高い放射線量のまま放置されている場所が多々ある。

イ 山木屋での生活

i 祖先から受け継いできた山木屋

山木屋地区は、住民らを含む住民らが、先祖たちから何代にも亘って伝えられたふるさとである。山木屋地区には、遅くとも今から約 400 年

前には人々が住んで農業を中心とした生活を営んでいた。山木屋に伝わる三匹獅子舞(詳細は後述する)は、そのころ、農作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始められたものと言われている(甲 595[指示説明]23 頁)。

また、山木屋地区の中心となっている字問屋という地区は、幕藩時代は相馬藩と二本松藩の国境となっており、現在「神武山公園」と呼ばれている場所は、藩士 2 名が配置された館跡である。この地区は、相馬藩から送られてくる塩を輸送するための「塩の道」(甲 595[指示説明]36 頁には「商の道」とあるが、「塩の道」が正しい)が通っており、浜通りと中通りとの交易の場として栄えた(甲 595[指示説明]36～37 頁)。

そして、山木屋地区の多くの住民たちは、農業を営んできたが、現在の山木屋地区の農業は、先祖たちが作り上げた土壌、里山、地域に適合した作物・品種を踏まえて成り立っている。前述したような、山林の落ち葉を腐葉土として利用する農業は、落葉広葉樹を中心とした里山を作ってきた。この里山は、住民たちの日常生活の場となり、住民たちに余暇や安らぎを与える場となっていたと同時に、住民たちが日常的に目にする風景ともなっていた。

このように、数 100 年以上前の祖先たちから連綿と築き上げてきた文化、産業、自然、風景は、山木屋の人たちにとって、何物にも代えがたい、自らのアイデンティティの源泉となっていたのである。

ii 山木屋でのゆったりとした生活

山木屋の多くの住民たちは、先祖から受け継いだ家に住み、家業の農業を営んでいた。

例えば、住民大内秀一の自宅の裏には、約 1600 m²の広さの畑がある。同住民は、この畑でブルーベリーを栽培し、毎年 350kg くらいの収穫を得ていた。同住民は、このブルーベリーを、自家消費するほか、知人に

採りに来てもらったり、知人に持って行ってあげたりするなどしていた。山木屋地区の人たちの畑は、産業の場であるだけではなく、人々の交流の場ともなっていたのである。それから、同住民の畑のさらに裏には里山があり、氏神様を祀ったり、キノコや山菜の栽培を行ったりする場となっていたことは、既に述べた通りである。さらに同住民は、この里山のさらに裏側にある畑で、山ブドウや野ブドウの栽培を行ったり、里山の近くにある小さな池ではドジョウやタニシの養殖も行ったりするなどしていた(甲 595[指示説明]48～51 頁)。

また、住民渡邊新一は、代々続く農家の 8 代目であり、現在の住居に居を構えて、農業を営み、地域社会の中心となっていた。同住民の家は、1 階が約 210 m²、2 階が約 170 m²、合計約 380 m²あり、本件事故前には、この家に大人 5 名が住んでいた。一人当たりの居住空間は約 75 m²あった。そして、この家は、広い庭を持つ敷地の中にあり、家の敷地の周囲には、タバコ作業場、農地、里山が広がっている(甲 595[指示説明]52～55 頁、図 9-2、9-3、甲 596・写真 9-5、9-6)。

このように、多くの住民を含む山木屋地区の人たちは、田畑や裏山が生活の一部となった生活、広い空間でゆったりとした生活を送っていたのである。

iii 本件事故によって失われた山木屋での生活

上記のような山木屋地区でのゆったりとした、緑に囲まれた生活が、本件事故の結果、どのように変わってしまったのか。

住民渡邊直一、住民渡邊サクは、前記住民渡邊新一の両親である。当然ことながら、本件事故以前には、同住民らは、前記(2)に記載したような、広い家で、家族 5 人で暮らしていた。山木屋の家には、家族の居間の他に、住民渡邊直一・住民渡邊サク夫妻の部屋と寝室があった(甲 595[指示説明]56 頁)。

同住民らは、本件事故のために、山木屋の自宅から避難することを余儀なくされ、その後、平成23年7月から、川俣町東福沢字坊ノ入1番地1所在の仮設住宅に住むこととなった。この仮設住宅は、全部で160戸あり、間取りは1K、2K、3Kの3種類で、それぞれ、39戸、82戸、39戸となっている。同住民らが居住する部屋は、2DKであり、広さは30㎡弱である。この空間に同住民ら2名が住んでいる(甲595[指示説明]2～3頁、甲596・写真1-1、1-2、1-3)。山木屋で暮らしていたときの居住空間と比べると、僅か1/5にしか過ぎない。これは、建物の面積を比較したものであり、山木屋の自宅には庭があり、里山があり、農地もあった。そして、何物にも代えがたいものとして家族5人の生活があったのである。

この仮設住宅は、上記のとおり、山木屋の自宅と比べるとあまりにも狭く、しかも隣の住宅の音が筒抜けとなっており、プライバシーを守ることできない。また、暑さ・寒さ対策も不十分である。そして、同住民らは、避難する際に、しばらくすれば帰宅できるだろうと考えて、持ってきた家財道具類も必要最小限のものに過ぎなかった。しかも同住民らは、予想に反して、5年以上にも及ぶ長期間に亘ることとなった(甲595[指示説明]4頁)。このように、同住民らは、仮設住宅において、山木屋における生活とは比べ物にならない、窮屈な、周囲に気を使う、何もすることがなく、しかも、周囲にいるはずだった家族がいない淋しい生活を、長期間に亘って送らざるを得ないこととなったのである。

iv 除染物の山と化した山木屋

一方、本件事故後の山木屋地区は、既に述べたように、そこかここに除染物の仮置場があり、しかも、従前は日常的な生活空間であった里山や、身近な公園や集会場でさえも、除染が十分にされておらず、放射線量は高いままとなっている。除染が既に行われた場所でさえも、高い

濃度の放射線が検出される場所もある。

そのような山木屋地区は、従前と同様の、ゆったりとした、里山や農地をも日常生活の場とした生活が可能な場所ではなくなってしまう。

v 若い世代が帰って来ない山木屋

山木屋地区では、三世代、四世代が同居する家族が多かった。

上記住民渡邊直一らの家族も、同住民夫妻、住民渡邊新一夫妻、住民渡邊優太の三世代が同居する家族であった。山木屋地区の自宅は、広い空間があり、部屋も多かったから、このような多世代家族が同居する生活も十分に可能であった。渡邊家は専業農家であったが、住民渡邊直一らの孫であり、住民渡邊新一の息子の住民渡邊優太は、本件事故前の平成22年に、農家を継ぐためにそれまでの仕事を辞め、農業に従事し始めていた。ところが本件事故のため、農業で生計を立てていくことは無理であると判断し、警察官となった(甲595[指示説明]3～4頁)。

このように、山木屋地区では、これまで営々と受け継がれてきた地区の産業を受け継ぐ次世代がいなくなってしまう。このことは、若い世代の人たちが山木屋地区には住まなくなることを意味しているのであり、これまでのような多世代の家族が同居するような生活をするのが困難となっていることを意味している。

そして、山木屋地区では、後述するように、子どもたちが戻ってきていない。このことは、同地区が高齢者だけが生活する地区になってしまい、ひいては、山木屋地区のコミュニティの存続すらも危機に瀕していることを意味している。

ウ 山木屋の産業～その1 農業と牧畜業～

i 山木屋の主力作物・葉タバコ農業

山木屋地区の主力産業として、第一に挙げるべきは、農業である。山

木屋では、水稻栽培の他、葉タバコが主力作物の一つとなっている。

住民渡邊新一の家では、本件事故以前は、田約 7.2ha、畑約 6.5ha を作っていたが、何れの耕作地も、整地作業ばかりではなく、土壌改良を重ねて、安定した生産高を得ることができるようになっていた。

葉タバコの栽培について少し述べると、葉タバコ栽培は、1月上旬から約 1 か月かけて種まきを行うことから始まる。4月初めころ、タバコ農家は、ある程度育った苗を育苗センターから買ってくる。この時、苗はポットに仮植えするが、山木屋地区の春はまだ寒いので、熱で温める必要がある。住民渡邊新一の家では、里山から採取してきた木の葉に肥料を混ぜて発酵させていたが、この発酵の時に熱が発生するので、その発酵肥料の上にポットを置いていた。またこの発酵肥料は 2 年くらいで完熟し、落ち葉堆肥となるので、これをポットに入れて肥料として使っていた。このように、山木屋のタバコ農家では、里山の落ち葉等、自然にあるものを有効に利用していたのである。

仮植えにした葉タバコの苗は、20 日ほどで大きくなり、4月下旬ころに畑に移植する。そして 6 月末ころから収穫が始まる。繁忙期は 7 月末から 8 月のお盆前ころまでである。収穫したタバコは乾燥させるが、最後に「ちょうどよい水分」にして出荷する。この「ちょうどよい水分」は、最終的には JT の鑑定人が葉タバコを握って鑑定することになるが、この感覚を体得するためには、長年の経験と知識の積み重ねが必要となる。

また、葉タバコ栽培を行うためには、多くの工程を踏まなければならないが、乾燥機械等の多数の農業用施設・機械、人手が必要とされる（以上、甲 595[指示説明]55～59 頁、甲 596・写真 9-5～9-15）。

ii 本件事故によって破壊された葉タバコ農業

ところが、既に述べたように、葉タバコ栽培に必要な木の葉を採取するための山林の多くは除染がされておらず、あるいは除染がされていて

も未だに高濃度の放射線量が測定されている。従って、避難指示が解除されたとしても、本件事故前と同様の葉タバコ栽培の再開は不可能であろうと思われる。

また、住民渡邊新一の葉タバコ乾燥施設は、宅地建物除染の対象とはなっておらず、現状のままで使用することはできない状態である。葉タバコ農家の乾燥施設は、同じような状況となっており、葉タバコ栽培を再開しようと思ったならば、多額の投資をすることが必要とされる。

さらに、前述したように、葉タバコ栽培には、長年の経験と知識が必要とされるのであり、この農業を将来に伝えていくためには、長期間に亘って後継者を育成していく必要がある。しかし、住民渡邊新一の家では、やはり前述したように、後継者となる予定であった長男の住民渡邊優太が、本件事故後の山木屋地区での農業の継続が困難であると判断し、別の職業に就いてしまっている。この点もほかの葉タバコ農家においても同様となっている(甲 595[指示説明]59～60 頁)。

従って、山木屋地区では、従前と同様の葉タバコ栽培を再開することは、困難であるという他はない。

そして、農業を生業としてきた農家では、農業ができなくなってしまうと、米も野菜も買って食べなければならなくなってしまう(甲 595[指示説明]5 頁)。これまで、自宅で作った米や野菜を、家族で食べてきた多くの住民たちにとって、山木屋で生活をしていくことは困難となってしまうであろう。

iii 山木屋の主力産業・牧畜業

山木屋地区では、牧畜業も主力産業の一つであった。山木屋地区は標高が高く、寒冷地であり、農業に適さない土地も多かったため、牧畜業が盛んとなった。

例えば、国道 114 号線沿いの、浪江町との境界付近は、標高 576m であ

るが、その周辺には、例えば、「みちのくグリーン牧場」等の牧場があり、多くの乳牛を飼っていた。同牧場は、低温殺菌の牛乳、ナチュラルチーズ等で有名であった。また、その周辺には約 1000 羽の川俣軍鶏を飼う養鶏場もあった。しかし、この地点は、先述したように、放射線量が高く、牧畜業を再開することは困難である(甲 595[指示説明]65～66 頁)。

iv 住民米倉啓示の山地酪農

住民米倉啓示の牧場(以下「米倉牧場」という)は、山木屋地区の 自然豊かな広大な土地を利用して、山地酪農を展開していた牧場である。

山地酪農とは、広大な山地を利用し、そこに適した野草を生やし、その場所に牛を放牧して搾乳するという方式の酪農である。米倉牧場では、牛を昼夜放牧し、搾乳の時だけ牛舎に入れることとしていた。そして牧草地には農薬や化学肥料を使わないこととしていたが、そのため、この牧場に適した自然草を作り、放牧に適した牛を作る必要がある。また、山地酪農は、自然草を用いた酪農であるため、草の収量も少なく、1ha あたり 1、2 頭程度の牛しか飼えない。そのような牧草や牛を作るためには、最低 15 年は必要とされる。米倉牧場では、切り開いた山林の痩せ地に動物の糞尿を運んできて作土をするなどの努力を重ねて、30 年という年月をかけて、ようやく酪農らしくなってきたところであった。

それから、酪農を行うためには、成牛舎、育成舎、搾乳舎等の牛を育成・飼育するために必要な設備、牛の越冬用の餌を蓄えるためのサイロ等の施設が必要である。また、牧場の仕事は、搾乳、配合飼料の給餌、餌をサイロに詰める、放牧地の見回り等の作業のため、1 日に 15 時間を要する。搾乳や給餌は 1 年 365 日、1 日も欠かせない仕事であり、酪農は年間 4000 時間を下らない長時間労働を要する仕事である。そのため、経営者が怪我や病気をして働けない時もどうしても出てくるから、仲間の

手助けがないとやれない仕事である。

米倉牧場には、牛を放牧するための牧草地の他、越冬用の牧草を育てるための採草地もある。採草地には、牛の栄養を考えて、イネ科とマメ科の草の割合を、概ね7:1となるように、草地管理をする必要がある。

また、米倉牧場では、広大な自然の山地を利用する酪農を行っているため、山地の自然が提供してくれる春の山菜、秋のキノコ、栗等の天然の恵みが豊富に採れた。山木屋地区の伝統食の一つに、「凍み餅」というものがある。これは、山に生えているミヤマボクチという山草を採ってきて餅に搗きこみ、乾燥させ、凍らせて作るものである。住民米倉啓示は、この凍み餅が好物であり、毎年大寒のころに1年分を作り、毎日食べていた。同住民は、牧場の傍らに、多くの果樹や野菜も植えていた。同住民が山地酪農を始めたきっかけは、チーズに魅せられ、この地で採れるチーズを作るためには、山地酪農が適していると考えたからであった。同住民は、このような畑で採れたもの、酪農の産出物や天然の恵みを享受し、豊かな食生活送っていた。

さらに、広大な米倉牧場には、春や秋には川俣町各地から小中学生が遠足に訪れたり、多くの人たちが花見等に訪れたりしていた。米倉牧場は、人々の憩いの場ともなっていたのである(甲 595[指示説明]10~21頁、甲 596・写真 3-1~3-17)。

v 山木屋における牧畜業と農業の結びつき

ところで、米倉牧場では、牛の寝床のために、稲藁を敷いていたが、この稲藁は、山木屋地区内の稲作農家から分けてもらっていた。同牧場で農家から稲藁をもらうときには、牧場側から牛の糞尿を用いて作った堆肥を農家に渡すという交換を行っていた(甲 595[指示説明]15頁)。また、稲作農家では、減反政策によってコメが作られなくなっても、休耕田において牧草等が栽培され、山木屋地区内の牧場に提供されていた(甲

595[指示説明]8頁、甲 596・写真 2-4)。

このように、山木屋地区では、農業と牧畜業との間で相互に資源を循環させるなど、両者の間には強固な結びつきがあった。牧畜業が再開できるようにするためには、稲作農業の再開も必須となるのである。

vi 潰滅した住民米倉の牧場

本件事故の結果、米倉牧場は、高い濃度で放射能によって汚染された。住民米倉啓示が本件事故後に牧場の土を海外の検査機関に送って調べてもらったところ、136万 Bq/m²という数値が検出された。この値は、前述したチェルノブイリ事故後の基準では、厳戒管理区域に相当するものであり、「もう農業には適さない」という判断がなされた。本件検証の際に、住民側及び被告側において行った、同牧場の牧草地の放射線量測定では、両者ともに、1.01 μ Sv/h という高い濃度が検出された。

米倉牧場において酪農を再開するためには、牧草地、採草地から完全に放射能を除去する必要があるが、同牧場の広大な面積(約 30ha)の全てにおいて除染を行うのはほとんど不可能である。また、除染を行うということは、表土を剥ぎ取ることであるが、表土を剥ぎ取るということは、それまで土砂の流出を防止していた牧草も同時に除去するということである。同牧場は、山地の上の方に位置するため、同牧場の表土を剥ぎ取ると、山麓の方の田畑に土砂が流出して二次被害を与えてしまう。その上、牧草もろとも表土を剥ぎ取るということは、これまで長い年月をかけて作ってきた土壌を一度に失うことになる。同牧場では、除染を行ったとしても、酪農を再開することは凡そ不可能であるため、除染は行っていない(以上、甲 595[指示説明]12～13頁)。

また、住民米倉啓示に豊かな暮らしをもたらしていた山の恵みのミヤマボクチは、山林が汚染されて除染もされていないような状態では採取することもできなくなっている。キノコ類は、それ自体が高い線量の汚

染を受けている。例えば、山木屋地区で重宝されていた香り豊かなコウタケというキノコは、生の状態で1万3000Bq/kgという高い放射能濃度が検出された。これは、乾燥した状態では13万Bq/kgとなるということである(甲595[指示説明]17～18頁、甲596・写真3-18)。

そして、住民米倉啓示が人生の目標としていたチーズ作りもまた、完全に前途を閉ざされた。牛乳には汚染物質が濃縮されるが、チーズはさらにそれを濃縮して作るものである。従って、牧草地や採草地に少しでも放射能汚染があれば、チーズ作りは凡そ困難となる(甲595[指示説明]19頁)。

以上のとおり、山木屋地区で牧畜業を再開することはほとんど不可能な状態であるという他はない。

エ 山木屋の産業～その2 商業～

i 地域に密着した経営

山木屋地区の国道114号線に面したほぼ中央部の問屋と言われる地区には、同地区に8店舗ほどある商店のうち、6店舗が立ち並んでいる。問屋には、商店以外にも、旅館、郵便局、駐在所、診療所、小中学校があり、山木屋地区の中心地であった。

問屋にある商店の一つ、嶋原商店は、住民嶋原益美の父の代、1950年に開業した、山木屋地区で唯一の薬屋であり、本件事故前は、薬の他、雑貨、文具、衣料品等を販売していた。同商店の隣には、パン屋、美容室もあった。また、周辺地域には薬屋がないため、隣接する浪江町津島、飯舘村比曾、長泥等の住民も同商店を利用していた。

問屋は、複数の商店がそれぞれに特徴のある、且つ地元で密着した商品を扱っており、全体で、他地区にない特徴を持った、山木屋地区ならではのスーパーマーケットのようになっていた。

山木屋地区は農家が多いので、嶋原商店では、農家に合わせて、朝は

起きたら店を開け、夜は21時近くまで店を開けることが殆どであるなど、営業時間は長かった。同商店では、薬屋という性質上、夜中に症状の相談の電話がかかってくることもあった。年配の客が多かったため、客を送って行くことも多かった。寒い時や雨の時には、同商店に来れば帰りの心配をすることもなく買い物をすることができた。問屋には小中学校もあったが、子どもたちは帰り際に商店街を通るため、雨の日や暗くなった時等には親が迎えに車で馴染みの店で休ませてもらうということが日常的に行われていた。

同商店では、店主と客との関係も、単に買い物をするだけではなく、買い物に来たらお茶を飲んで話していく、客が採れた野菜を持ってくる、そのため、店主は一年中野菜を買ったことがない、というようなものであった(以上、甲595[指示説明]39～42頁)。

このように、山木屋地区の商店は、地域の、農家を中心とする他の職業の人たちとの間で、人間的な、顔の見える付き合いを行っていたし、地域の多くの人が集まる憩いの場、休息の場となっていたのである。

山木屋地区には、問屋以外にも、例えば、3区に広野商店があり、それぞれの区において、地域の人が集まる場、憩う場となっていたのである(甲595[指示説明]9頁)。

ii 地域が崩壊して成り立たなくなった経営

本件事故の結果、山木屋地区だけではなく、周辺の浪江町津島、飯舘村等も全て避難をするということとなった。そのため、鴨原商店をはじめ、山木屋地区の商店の顧客は、いなくなってしまった(甲595[指示説明]42頁)。

多くの顧客を失ってしまった商店は、営業再開の見込みはない。山木屋地区に多くの住民とともにあった、しかも、山木屋地区にしかなかった、商店の殆どはもはやその場所にはなくなっているのでは

る。

オ 山木屋の文化

i 地域の人たちの誇りであった三匹獅子舞

山木屋地区を象徴する伝統文化芸能であり、且つ同地区の人たちの誇りとなっていたのが、三匹獅子舞である。三匹獅子舞は、毎年10月1日(平成に入ってから10月の第1日曜日)に、乙2区にある八坂神社に奉納される。三匹獅子舞は、約400年前、地域の作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始まったものと言われている。昭和39年には川俣町無形文化財に指定された。また、山木屋の三匹獅子舞は、昭和42年、平成5年、平成25年と、これまで3度、福島県代表として、伊勢神宮に奉納された。山木屋地区では、これを大変名誉なこととして、昭和42年の時と、平成5年の時の奉納について、八坂神社の境内に記念碑を建立している。

三匹獅子舞を毎年八坂神社に奉納することによって、信仰の場である神社が、地域住民統合の場となってきた。即ち、地域住民たちは、毎年奉納される三匹獅子舞の準備を協力して行うなど、三匹獅子舞を通じて、深い絆で結ばれ、山木屋地区を何物にも代えがたいふるさと・コミュニティとして形成してきたのである。

山木屋地区は、前述したように、上組(1区から4区)、下組(5区から9区)の2組から成っている。三匹獅子舞は、この上組、下組の2組が、1年交代で行う。上組と下組では、獅子頭の形も違っているし、踊りも囃子も全く異なっている。獅子舞の際に、三匹の獅子ともう一人、「千本」という造花を捧げ持って踊る者がいるが、この千本も、上組と下組とは異なっている。

三匹獅子舞の踊り手は、小学校4~5年生から選ばれ、6年で交代するまで務める。囃子方は、踊り手の卒業生を中心に、横笛、太鼓、謡を習

得した者が務める。

三匹獅子舞の練習は、祭礼の1か月前から準備に入る。準備は、その年の「宿」として決められた家で行われる。宿は、昔からの旧家が務めてきた。山木屋地区の三匹獅子舞は、この宿制度が厳格に守られてきているのが特徴である。踊り手や囃子方は、宿で練習を積む。そして、祭礼の前日は、宿に多くの地域住民が集まり、千本を作る。千本は、実際に1000本以上の造花から成っている。

祭礼の当日は、朝、宿で記念撮影をし、花火を合図にして「挨拶」の踊りを行い、八坂神社に向かう。八坂神社では、神楽殿前の中庭で、「三庭」(約60分の演目を一通り演ずることを「一庭」という)踊る。その後、踊り手たちは、神社を出て「門付け」(依頼のあった家の軒先で踊ること)を行い、宿に帰着して一庭踊り、最後に直会という打ち上げを行い、祭礼は終了する(以上、甲595[指示説明]22～28頁)。

住民渡邊新一の家は、下組の宿を16年ごとに担当してきた旧家である。宿となった時は、祭礼の前年に獅子頭を預かってきて、次の年、次の宿に送るまで、床の間に収める。そして、前述の通り、祭礼の1か月前から踊りの練習の場を提供する。祭礼の前日には、同家の庭にブルーシートを敷いて、文字通り「住民総出」で、千本作りを行った。祭礼の当日には、地区の人たちに午前4時に家に集まってもらい、お祝いの赤飯を作るなど、食事の準備をしてもらう。同住民の家では、祭礼当日は、襖を全て取り払い、テーブルを2列向き合う形にして、50人以上は入れるように設定する。そして、この当日は、記念撮影をして送り出し、最後に戻ってきて一庭踊って直会をするまで、宿が、地域住民総出の祭礼の場となるのである(甲595[指示説明]53～55頁)。

このように、山木屋地区の三匹獅子舞は、踊り手となる子どもたち、囃子方となる若者たちばかりではなく、多くの地域住民たちが協力して

準備を行い、祭礼に関わりを持っていたのであり、山木屋地区の人たちの絆の要となり、400年前の先祖から伝えられたという伝統の重みも相俟って、自分たちのふるさとの誇りとなっていたのである。

ii 地域の人たちの核となっていた山木屋小学校

山木屋小学校は、明治8年4月15日に開校した、山木屋地区唯一の小学校である。本件事故当時、平成22年度の同小学校の児童数は、70名であった。

山木屋小学校は、単に小学生に勉学を教える場ではなかった。同小学校の校舎の隣には、体育館の建物があるが、この体育館は、地域内の多目的施設として、小学校で使用されるだけでなく、地域の人たちの様々な交流の場として使用されていた。

また、小学校で行われるイベントも、小学生だけのものではなく、地域の多くの住民たちも参加して行われるものであった。例えば、運動会は、午前中は小学生がメインとなり、小学校とPTAとで進めるが、午後は中学生以上の生徒や大人たちも集まり、地区が一体となって行われた。山木屋小学校の運動会は、「山木屋小学校大運動会」ではなく、「山木屋地区大運動会」と銘打たれており、同地区の体育協会が小学校と一緒にプログラム作成の段階から関わっていた。また、運動会の後は、各地区に戻って、地区の人たち毎に懇親会が開かれた。運動会は、山木屋地区の人たちの結束と融和を図るイベントとなっていた。

また、山木屋小学校の運動場を利用して、毎年春と秋の2回、地区(山木屋地区に11ある行政区)対抗の球技大会が開かれた。男子はソフトボール、女子はバレーボールを行っていた(春には、職場チームの参加も認められた)。球技大会が終わると、各区に戻って反省会が行われた。反省会には、球技大会に出場しない人も呼ばれ、地区民全員参加の会となっていた。

それから、お盆には、12 時間ソフトボール大会が行われた。この大会は、故郷を離れている人の帰省に合わせて開催された。これは、帰省をしている人たちとの旧交を温め、親睦を図り、ふるさとに帰るのを楽しみにしてもらおうという狙いもあった(甲 595[指示説明]29～31 頁)。

このように、山木屋小学校やその運動場は、様々な、地域が一体となるイベントが行われる、地域の人たちの交流と親睦の核となっていたのである。

iii 地域と一体となった、未来を見据えた子どもたちの教育

山木屋地区には、広大な山林をはじめとする豊かな自然(但し、かつてと比べると失われた自然もたくさんある)があり、寒冷地であるという地域的な特性がある。山木屋地区では、この地域の特性を生かし、地域の人たちが一体となり、未来に向けた発展性のある子どもたちの教育に取り組んでいた。

現在の山木屋小学校は、平成 8 年に移転新築されたものであるが、その際に、隣接する山林を買い上げた。この山林は「学びの森」と名付けられ、豊富に採れるキノコを楽しんだり、木に樹名板が取り付けられていたりするなど、子どもたちが身近に、休み時間にでさえも、自然散策ができるような場所とされていたのである。

また、山木屋小学校の PTA が核となり、単なる学校の支援団体ではなく、山木屋地区の大人たちをも巻き込んで、「少しでも豊かな自然を取り戻し、みんなで守ろう」ということをめざし、地域の緑化推進、環境保全等を目的として、昭和 55 年に、「緑の少年団」が結成された。「緑の少年団」は、地区の財産区の山に杉を植えたり、下草刈りをしたり、真福寺の山に雪折れに強い品種の杉や欒を植えるなど、地区の人たちと一緒に植林活動を行った。また「緑の少年団」では、炭焼き小屋で炭焼きをしたり、そこで作った炭を自然栽培の農園に使ったり、水の浄化や除湿に用

いたりという体験をした。その農園で採れた蕎麦や小麦は、収穫したら収穫祭を行って、地域の人たちと一緒に蕎麦やうどんを打って楽しんだ。鶏小屋を作って軍鶏を飼い、子どもたちが生きものに触れる体験をさせたり、そこで採れる軍鶏の卵のおいしさを味わう体験をさせたりした。炭焼き小屋は、炭焼き体験のために周辺地域からも子どもたちが訪れるなどしており、地域間の交流の場ともなっていた。

このように、「緑の少年団」では、子どもたちが活動を通して自然の大切さ、緑の森というものは簡単にはできないことを学び、且つ豊かな自然を利用した様々な活動を行っていたのである。そして、「緑の少年団」の活動は、自然観察、緑化運動、造林活動において、数多くの受賞歴を有しており、全国的にもその名を知られていた(以上、甲 595[指示説明]32～35 頁)。

それから、山木屋地区では、寒冷地であり、冬には稲刈りを終えた田に水を張ると厚い氷が張ることを利用して、昭和 58 年、「絹の里やまきやスケートリンク」が設けられた。このリンクを開設する動機となったのは、山木屋の子どもたちは冬になると炬燵に引き籠り勝ちだったので、何とか冬場でも屋外で子どもたちの遊び場を作り、体力作りをしようということであった。

スケートを習い始めた子どもたちは、次第に上達し、このリンクから福島県代表の国体選手が育ち、やがて海外にも遠征するようになった。このリンクは、国体選手をこれまで 53 人も排出するという快挙を成し遂げた。また、平成 7 年に行われた福島国体では、福島県代表のスケート選手は 14 名であったが、その内の 9 名は山木屋の子どもたちであった。

このように、やまきやスケートリンクは、山木屋地区の特性を生かして作られ、本件事件前までに、山木屋を全国に誇れる地域にしていたのである(以上、甲 595[指示説明]43～46 頁)。

iv 子どもたちがいなくなって崩壊する山木屋の文化

以上に挙げた、三匹獅子舞、緑の少年団、やまきやスケートリンクは、何れも、子どもたちが主人公である。

本件事故後、山木屋小学校は、川俣南小学校の校舎を間借りして開校している(甲 595[指示説明]29 頁)。しかし、本件事故による避難生活によって転校する子どもが増え、本件事故前に 70 名いた児童数は、4、5、6 年生全部合わせて 17 名に減っており、しかも 3 年生以下が一人もいない。あと 3 年もすれば、山木屋小学校の児童は 0 になってしまう可能性もある。既に述べたように、山木屋小学校は、地域の文化の核となっていた。この地域の文化の核が失われたら、山木屋全体の文化が失われてしまうことになる。子どもたちの遊ぶ声があちこちから聞こえてくる、かつての山木屋の姿は、今はもうない(甲 595[指示説明]37～38 頁)。

子どもたちがいなくなり、山木屋地区の伝統文化であり、誇りでもあった三匹獅子舞を受け継ぐこともできなくなった。三匹獅子舞保存会副代表を務める住民菅野清一は、400 年続いてきた、「あの太平洋戦争の最中でさえ一度も途絶えることなく続いてきた三匹獅子舞が、東電の原発事故によって一瞬にして途絶えてしまった。原発事故で潰されたのは、悔しい」と述べている(甲 595[指示説明]27～28 頁)。

山木屋地区の特性を生かした地域づくりをするために行われていた活動も、主人公の子どもたちがいなくなって、中断せざるを得なくなった。やまきやスケートリンクの創設以来、運営万般に亘る責任者を務めてきた住民大内秀一は、「自分たちの住む山木屋を誇りに思える地域にしようと思った。でも地理的条件や気象条件は変えることができない。それで山木屋にある良いもの素晴らしいものを掘り起こして、素晴らしい地域にするしかないと考えた。それで思いついたのが、緑の少年団であり、田んぼリンクである」「次世代を担う子供たちがこの地域にいなけれ

ば、故郷喪失以外の何ものでもないと思う」「本当に悔しいし、残念だ。今まで私たちがやってきたのは何だったのだろう」と述べている(甲595[指示説明]46～47頁)。

(6) まとめ

本件検証で明らかとなったのは、次のような点にまとめられると思われる。

① 山木屋の人たちは、周囲の里山や農地も含めた広い敷地に建つ広い家に大家族で住み、自然の恵みを楽しみつつ、ゆったりとした生活を送っていた。

② 山木屋の主産業である農業や牧畜業は、里山の産物を利用し、且つ相互に連携を取りながら、営まれていた。

③ 商店は、山木屋の人たちになくてはならない商品を提供するばかりではなく、住民たちの憩いの場ともなっていた。

④ 山木屋では、地域が一体となって伝統文化である三匹獅子舞を支えてきた。

⑤ 山木屋では、地域の誇りとなるような新しい活動を、子どもたちを主人公に据えて、地域が一体となって行ってきた。

⑥ ところが本件事故は、住民たちを従前の生活から切り離して窮屈な生活を強いることとなった。

⑦ 本件事故は、農地や里山を汚染し、農業や牧畜業を継続することを困難にした。本件事故は、山木屋の主産業を潰滅に近い状態とした。

⑧ 本件事故は、地域の住民をばらばらにし、商店の経営を立ち行かなくした。

⑨ 本件事故は、地域から子どもたちを失わせ、地域の核となっていた小学校の存続を危うくしており、且つ、地域の伝統文化や新しい活動を途絶えさせた。

本件事故は、山木屋地区から、地域の安全性、産業、文化(伝統文化及び新たな文化を含む)、人、地域の継続性を奪い去ったものであり、これらのことが本件検証によって明確になった。

2 福島県南相馬市小高区神山地区について

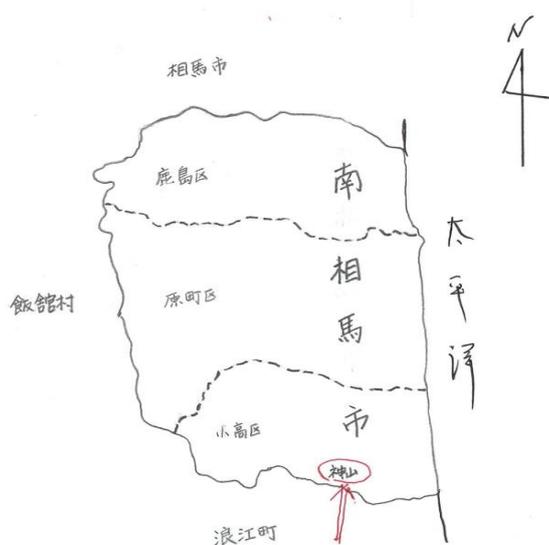
(1) 神山地区の概要

神山地区は、福島県南相馬市の南端にあり、浪江町に隣接した集落である。南相馬市は、2006年に旧原町市、鹿島町、小高町の1市2町の合併によって誕生した。合併後は、旧市町がそれぞれ「区」と呼ばれ、北から鹿島区、原町区、小高区の順に位置している。

そのうち、小高区の旧小高町は「昭和の合併」(昭和20年代末頃)により、当時の小高町、福浦村、金房村の1町2村が合併してできたもので、現在の小高区は東部(旧福浦村)、中部(旧小高町)、西部(旧金房村)に分かれる。そして、東部地区には16行政区があるが、その1つが神山である。

神山は農村地域で、福島第一原発から北西約10キロに位置し、34戸が居住していた集落である。

<南相馬市の3区の位置図>



神山は海岸から5キロ離れていたため津波の被害は受けずにすんだ。地震

による屋根瓦の崩れなどはあったものの、神山全体として倒壊家屋などの大きな被害はなく、また、人的被害もなかった。ただし、神山には4つの班があったが、浪江町からの配電になっている1班から3班は停電により水道・電話・防犯無線・テレビの通信網が不通となり、携帯も繋がりにくい状態になった。4班は通電していた。

暖房・食事等のことや余震の不安から、地区内の神山公会堂が一時的に避難所になり、子どもや高齢者を中心に二十数人が避難した。夜遅くなってから仕事帰りの人たちから、原発に異変が起こっているようだとの情報があったが、行政からは何の指示もないまま不安な一夜を明かした。（以上、甲599）

(2) 福島第一原発事故と神山地区住民、とくに大友章生氏一家の避難行動

翌12日夕方、福島第一原発が爆発したとの情報が出回り、神山以外の人たちが、脇道である神山の道路を通過して避難移動を始めていた。大動脈である国道6号・114号は大渋滞となっていたこと、南は原発事故地であり、海岸寄りには津波被害のため通行不能だったことから北西方面へ移動してきたわけである。それにつられて、神山の住民も貴重品や防寒用品等を車に詰め、西の方向に車を連ねて避難を開始した。

避難所の原町区石神第二小体育館は多くの人であふれていた。神山の1班から3班の住民（大友氏は3班に所属）のほとんどがそこに避難した。13日、体育館には行政の担当者もいたが特に情報の報告もなく、オニギリの配布を受けつつ、不安な気持ちで一日を過ごした。14日、夜10時過ぎになって、もっと遠くへ避難するようになるとの情報が流れ、夜明けを待った。15日、小雨・小雪混じりの中、大友氏家族3人（老母を含む）は飯舘村を通過して福島市蓬莱町の義弟宅に身を寄せた。同じ小高区内に住んでいた娘達家族5人はそれまで別の避難所（石神第一小）にいたが、合流して来た。

以後大友氏は、娘達の子どもの学校のこともあり、4月いっぱい義弟宅に世

話になり、5月からは福島市松川のアパートに移った。

避難生活が少し落ち着いてきたころ、大友氏が悩んだのは娘達家族のことである。放射線量と小学生の孫たちのことを考えると、福島からもっと遠く離れたところがよいが、その親たちの仕事・仕事場も考えなくてはならなかった。また大友氏には90歳を越した母がおり、落ち着く先をどこにするか、葛藤の日々が続いた。

3月は住む所、食べる物を求め探すことに必死な日々を送っていた。一方、追い出された古里の状況を知りたくても、全く情報がなく、大友氏は自分が今、ここで生活をしていることの意味を深く考えることもできない毎日であった。

大友氏が、今でも心にささっていることは、小学生の孫達の受けている放射線量のことである。子供達の活動範囲は広く、道路の周辺をはじめ、建物の側溝、樹木の周りには高線量の所があり、除染されておらず、除染計画も未定、そのような中で生活しているのが実状であったからである。

日が経つにつれ、避難先（大友氏はその頃は団地に移っていた）の生活は耐えがたい苦痛となり、特に高齢の母親は順応が難しく日に日に気力、体力の両面で弱っていくのが感じられ、住環境の改善の必要性に迫られた。母親のためには我が家に近く、自然が多い所がよいと考え、南相馬市鹿島区（ここは同一市内であっても大部分が避難区域ではない）への転居を決めた。原発の状況がまだまだ不安定な状態だったので不安感を抱いたままでの決断であった。その場所は、鹿島区北屋形内にある親類が所有していた空き家であった。（以上、甲 599、601）

- (3) 大友章生氏『神山友愛の里通信』を発行—神山住民の交流復活を目指して
大友氏は1937年生まれ、南相馬市（旧小高町）神山出身で元中学校教諭である。

神山地区の住民が避難のため地元を離れ、ばらばらになったことに心を痛

め、人々の絆を回復したいと考え、2011年5月から月1回を目処にミニコミ誌『神山友愛の里通信』（以下『通信』という。）を発行し続けている（型式はA4版の裏表2頁）（甲600）

当初は連絡がつかなかった人々も次第に移転先が判明し、『通信』の配布先も増加していった。

『通信』の配布先は、2013年10月発行の第30号の場合で言えば、福島県内を中心に沖縄県など県外各地へ避難している神山地区住民34世帯、49か所であった。

『通信』に寄せられた読者からのメッセージには避難生活をする者の悲痛な叫びがある。その数例を引用する。

「県営住宅（5階建て）に入居できたのですが、父（M夫）が5階まで昇降できず、近くの福祉センターに避難しています。」（Y.Y）

「南会津町におります。家族が2ヶ所に別れての生活なので、一緒に住める生活をしたいです。仮設住宅の入居を早く願っています。」（Y.H）（以上は2011年6月1日発行第2号）（甲600）

「親戚のある柏崎に両親を残して、仕事の関係で単身広島での生活になりました。」（S.N）

「最後のほうの避難となり、群馬に来てしまいました。子ども・孫達と離れ離れ、Y子と2人でホテルにいます。古里は遠いです。置いてきた牛のことが一番気がかりです。」（Y.T）（以上は2011年6月22日発行の第3号）（甲600）

「大震災・原発事故以来3年目になりました。（中略）自分の住む家がないことがこんなにも辛い事だとは今迄考えた事が皆さんもなかったと思います。神山の皆さんの近くに暮す事が出来る様に祈るのみです。福島にいる妹が3月10日に一時帰宅した時、シゲ姉ちゃん、もう神山に住むのは無理だよと元気のない声で神山の自宅から電話をもらった時には、覚悟していたとは

いえショックでした（Y.S 東京へ避難中）。」（2013年4月26日発行の第25号）（甲602）

避難生活前は、神山地区の人々は毎日のように顔を合わせ、互いの健康チェックや野菜の作付けと収穫の状況などを話していたが、避難後はそのような日常の、ごく普通の会話が不可能となった。大友氏のこの『通信』が古里を遠く離れた人々の辛い気持ちを慰めるとともに人と人とを結びつける役割を担ってきたのである。（以上、総体的には甲599）

(4) 「友愛の里」の基盤

コミュニティの破壊を論じる場合に、それが破壊される以前はどのような状態であったかを知る必要がある。では、神山はどのような状態であったのだろうか。大友氏の陳述書にくわしく述べられているが、その中からいくつかをあげると次のとおりである。

大友氏は定年より1年早い1997年に教員を辞めたあと地域のため何か役立つことをしたいと考えた。常日頃から地域の人に助けられたとの思いがありながら、勤め優先で過ごしてきたとの反省もあった。

そこで、まず、手がけたのは、神山地区の若い兼業農家の人たちが遊休田を利用して農作物を作るため、営農組合を立ち上げ、かつ、実際に栽培することを応援したことである。刈取り機の購入資金として、市から補助金の交付を受けたが、役所との交渉は大友氏の役割であった。農家の人たちは、減反した水田でまず蕎麦を栽培した。

年の暮れに蕎麦を打ってご苦労会をしようと蕎麦作りの専門家を呼んだりして蕎麦祭りをしたが、そのとき、営農組合の会長が神山を「友愛の里」にしようと提案した。その後、震災まで毎年12月の蕎麦祭りはこの名称を用いて開かれるようになった。やがて、「友愛の里」の行事は蕎麦祭りに加えて8月末の大運動会やバーベキューなども行われるようになった。

以上のような地域の人々のつながりは、実は、その基盤がすでにできてお

り、その基盤があったればこそである。

以前から、大字を単位とした16行政区による東部地区大運動会が毎年10月に開催されていた。神山地区は集落としては小さいが、運動会となると皆張り切って、地区対抗で行う大縄跳びやリレーでよく勝った。運動会には子供や老人まで含めみんな集まり、老人向けにはゲートボール、青年向けには大縄跳びや二人一組のアベックバスケットボール、紅白の玉入れなどが行われた。

これらの種目を地区で練習することによって、住民がまとまり、つながりが強まった。大友氏が教員を辞めた頃（1997年）は、まさにそういう時期であった。

神山には伝統芸能としての神楽があり、若者たちが獅子舞を毎年正月に舞って歩く。就職して都会に出た人も正月になると帰ってくる。神山集落の34戸は、若者は学校を卒業すると東京や福島などの都会に出てしまう。しかし、人数的には出たり入ったりでほとんど変わりはなく、そこにまとまりの理由の一つがある。土地の所有者が決まっていて、新しい家を構えるということはほとんどないし、交通の便がいいわけでもない。農業をやるといっても広い土地を得ることもなく、住宅地でもない。他所から人が入るような条件はそろっていないところである。

このように、神山の人々は関係が密で、隣近所のことをお互いに知り尽くしていると言えるほどである。そのため、外の地域から嫁いできた女性などにとっては辛いものがあったかも知れない。

しかし、代々、そこで住み続けた人々にとっては、先祖伝来の土地があり、経済的に豊かでなくとも、それなりに生活ができた地域であった。（以上、甲599）

(5) 神山の人たちの避難

「通信」には当初のころは他所に避難している神山の人が沢山手紙を書い

てきた。しかし、原発事故後3年も経過した頃になると高齢者は南相馬市などの福島県内に住むようになり手紙の数は減ってきた。

手紙を通し、または直接連絡を取り合って大友氏が把握した神山の人たちの避難生活のおおまかな状況はつぎのとおりであった（2014年5月ごろ時点）。

ア Y.Sさん（80才代）

東京で働く孫娘（長女の子）と共に居住。

2011年3月11日に神山公会堂、次いで2日間体育館で過ごし、その後浪江町の長女のもとに引き取られた。そのあと横浜の息子の所に引き取られ、そして現在は東京で孫娘と一緒にいる。

イ Mさん

Mさんは、2014年5月当時、鹿島区の仮設住宅で妻と娘との3人暮らし。息子は教員で相馬市におり、その妻（教員）は実家の白河市のアパートで子どもと暮らしていた。夫婦が別居、3世帯別々の暮らしである。

このような生活形態の家族は大勢いる。福島第一原発のような過酷事故がなければ家族が離ればなれにならずにすんだはずである。

ウ 2014年5月時点で、神山地区34戸のうち、鹿島区の仮設にいるのは12戸で、全体の約3分の1ぐらいである。鹿島地区にはほかに大友氏のように親類の家屋の利用者やアパートの利用者もいる。神山の戸数が34戸であるのに、『通信』を49か所に配布していたのは、家族が分かれて住んでいる家に、別途配布したことによる。

家族が別れ別れになって、一番遠いところに住んでいるのは沖縄にいるTさん夫婦であった。長男が勤務先の工場移転により茨城県に移ったが、社宅のアパートが手狭のため、Tさん夫婦は、末娘が沖縄に住んでいたことから、そこに一時的に移ったのである。

その後、息子は、親たちと長い時間離れて生活はできないからと言って

茨城県H市に一戸建ての家を取得した。従って、Tさん家族が神山に戻ってくることはないと言える。

エ S.Mさん

娘一家が茨城県H市に求めた住居で、一緒に暮らしている。避難途中で祖母を亡くしている。S.Mさん一家が神山には帰ってくることはまずありえない。

オ U.Mさん

息子夫婦は南相馬の市役所に勤めている。U.Mさん夫婦は、原町区の借上住宅に住んでいるが、今後どうするかは不明である。

カ S.Kさん

娘は子供と相模原に住んでいて、母であるS.Kさんは原町区の仮住宅に一人で住んでいる。S.Kさんは、息子の近くで一緒に生活したいと思っている。娘は、相模原に母を引き取りたいと思いS.Kさんを一度呼び寄せたが、農家生まれのS.Kさんは、相模原に行っても何もやることがないことから、現在は原町区の仮設住宅に住み、時々娘のところへ行っているものの、将来はどうなるか見通しが立っていない。

キ Yさん

81歳のYさんは、妻が亡くなり、息子たちと一緒に住んでいたが、新潟県の三条市に避難したまま、現在も三条市に住んでいる。神山のYさんの家屋は、壊れており、雨漏りもしているため、住めるような状況ではない。従って、Yさんたちは、ほとんど帰って来ることはなく、息子たちも避難先ですでに仕事を見つけているので、この先、帰って来ることはないと言われられる。

ケ Tさん

Tさんは避難している間に、一番の働き手である50歳代の息子を失くした。その母のT子さんは、102歳の老父を抱えて仮設住宅で暮らしていた

が、不憫に思った東京にいる T さんの妹がこの二人を引き取った。夫を亡くしたその妻（嫁）は、現在も仮設住宅で一人住まいをしている。

以上のように、大友氏の組内は皆が離ればなれの状態であり、現状では、コミュニティもズタズタになっている。（以上、甲 599.7～11 頁）

(6) 故郷への帰還希望の喪失

最初のころの『通信』を見ると、みな「戻りたい」との思いがあったが、最近はそのようなことは言われなくなった。状況は変わってしまったのである。

S 子さんは、帰還希望の旨を福島に住む妹に話すと、「お姉さん、とても帰れないよ。」と言われた。浪江の人たちの大部分は、福島県の中通り（福島市、二本松市、本宮町など）に避難しており、南相馬市にも相当数が避難している。

S 子さんの妹は、本宮町もしくは二本松市に避難しており、一時帰宅が可能になったとき、ついでに神山の S 子さん宅を見廻りしたが、その妹から上記のように言われたという。

大友氏は、住民の帰還についてつぎのように考えている。

家屋の修理をするにせよ、ライフラインの整備をするにせよ、放射能問題の解決が前提となる。行政当局が万一の場合に保証してくれることが帰還の一つの条件である。

その保証がなければ、住民は業者に必要な作業を頼むことができない。

若い人が帰らないというが、老人も帰りたくとも帰れないというのがいちばんの問題である。帰還を考える時に、経済圏という問題もある。浪江町は神山の経済圏であるが、そこが元に戻らなければ神山はどうしようもない。

（以上、甲 599、12 頁、602）

(7) 避難指示解除

2012 年 4 月 16 日に、南相馬市小高区（福島第一原発から 20Km 圏内）は、

従来の警戒区域が解除となり、新たに空間放射線量率の基準に合わせて、避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域に見直された。小高区の中の神山地区は、この3つの分類の中の避難指示解除準備区域に入る。このため、神山の住民は、自宅への出入り自体は自由になった。

そして、いよいよ、2016年4月には神山地区は避難指示解除準備区域を解除されることになった。

ところで、田村市都路は避難指示解除になったが、それでも住民はまだ一割くらいしか、帰って来ていない。その事実が、神山が避難指示解除準備区域から解除になった場合の帰還者数の少なさを予想させる。神山行政区の区長になった馬場昭久氏が、総会の席上で出席者に帰還の有無のアンケートをとったところ、4分の1位の人が「帰らない」という答えであったとの文章を『通信』35号に寄せている。4分の1というのは、大友氏の見解では遠慮した数字でしかない。本当は帰れるのなら帰りたいという希望があるから、明白に「帰らない」とは言えないのである。

東電によれば、あと40年経たないと廃炉にならないとのことである。大友氏は言う、「私は40年は生きられないかもしれないが、40年の間、びくびくして生活しなくてはなりません。今は津波がこないかもしれませんが、しかし、無防備なので、万が一、某国のロケットが間違っ飛んできたら、何が爆発するかわからない恐怖があります。」と。

最近まで、燃料棒を4号機から取り出す作業が続けられていたが、再び、地震が来て作業途中で燃料棒を落としたりおしまいとの恐怖感があった。神山は、福島第一原発からわずか10キロメートルという近距離なのである。

過酷事故が発生した場合、神山から逃げるのは、10キロ圏内の浪江に出ていく道しかない。あとは山道を出入りするしかなく、直線的に北のほうに逃げる道路は存在しない。

また、万が一のことがあった時に、避難を呼びかける手段があるのかも懸

念材料である。さらには、若者が一人もいない所には帰れるはずもない。

除染さえすれば帰れるというものではない。避難指示解除準備区域になったから、もう解除になったのだろうというのが一般の見方のようなのであるが、解除準備区域になっただけで、まだ、ほとんど、復旧は進んではいないのである。

大友氏が声を大にして訴えたいことは、子どもの教育に対する危惧である。生徒数が余りにも少ないと良い教育はできない。

小高区の小学生は10人に満たない。小高区には小学校が4校あるが、1校で2～3人であったら一か所に纏めた方がよい。仮設校舎で彼らを6年間学ばせることは親の立場から支持できない。

スクールバスを出して、今の小学校をみんな統合した方がよい。ただ、スクールバスの場合、現実には1時間バスに揺られて通学するような例も出てくるので、小学生に与える負担は重く、送り出す親の負担も大きい。大友氏は続けて言う、「原発で事故が起きたら、こういう事態が必ず起きるので。このようなことはどこでも報道されていませんが、学校もなくなるのです。」と。（以上、59912～15頁、602）

第4 子どもの健康被害

1 グローバー勧告が指摘する福島の子どもの人権状況

(1) 中立性の高い勧告

国連特別報告者アナンド・グローバー氏は、福島第一原発事故後の「健康に対する権利」の実情に関して、2012年11月に現地調査を実施し、2013年5月に国連人権理事会に対して調査報告書を提出、このなかで日本政府に対し、低線量被ばくの影響も考慮し、1 mSv を基準とする健康に関する具体的な施策の実施を勧告した（甲 603）。

この報告は、国連による人権の視点に立った調査として初めてのものであり、原子力の平和利用を目的に掲げる国際原子力委員会（IAEA）などと異なり、中立性の高い調査であるという点でも注目に値するものであった。

勧告の内容は、福島第一原発事故による健康影響を過小評価し、対策を怠ってきた政府の方針に対し、厳しく批判し政策転換を求める内容となっている。

(2) 事故直後の対応について

グローバー勧告は、1～75は報告であり、具体的な勧告は76～82にまとめられている。

まず、報告書では、日本の原発事故が、避難者及び居住者の「健康に対する権利」に一樣に悪影響を及ぼしていること、とくに、「妊婦、高齢者、及び子どもの身体的・精神的健康に影響を与えている。」としている（甲 603・報告 11）。

原発事故の避難情報については、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」（SPEEDI）を適時かつ適切な方法で利用しなかったこと（甲 603・報告 16）、葛尾村、飯館村、浪江町及び南相馬市と川俣町の一部の地域の人々が、かなりの長期間高線量放射線にさらされていたことを指摘している（甲 603・報告 17）。そして、SPEEDI を効率的に利用できなかったな

ど、災害対応システムの訓練が不十分だったことを原因として、573名の死亡が、「原子力災害関連死」として政府に認定されていると述べている。

報告ではヨウ素剤の配布についても、政府の対応の問題点を指摘している。放射性ヨウ素にさらされると、人びと、とくに子どもや幼児、新生児における甲状腺がんのリスクが高まる。もし事故発生後数時間以内に安定ヨウ素剤を摂取すれば、放射性ヨウ素の吸収を50%抑えることができる（甲603・報告20）

これに対し、安定ヨウ素剤の配布をしなかった理由として心配された有害な副作用については、「放射線医療では吸収線量が100ミリグレイ未満のレベルであっても安定ヨウ素剤を投与すべきで、投与により重大な健康被害は生じない、というのが確立された理解である」と指摘している（甲603・報告21）。

(3) より厳格かつ長期的なモニタリング

報告では、「健康に対する権利」の観点から、人びとの健康について厳格かつ長期的なモニタリングが必要としている。そして、チェルノブイリとスリーマイル島の事故の生存者に多く見られたことを理由に、病的状態と白血病の増加がないかモニタリングすることを推奨している（甲603・報告22）。

福島県が原発事故から3カ月後に、2011年3月11日に福島県に居住していた人びとに対して送付した県民健康管理調査は、事故当時またはその後の、一人ひとりの健康状態に対する質問は行われず、原発事故時になされるべき標準的な医学的質問項目が欠如しており、回答者のがんの病歴を尋ねる質問内容も含まれていなかった（甲603・報告26）。

早期の情報収集は、放射線被ばくの健康影響を効果的にモニタリングするため、非常に重要であるが、基本調査票は原発事故から3カ月後に発送された。例えばスリーマイル島での事故以降に行われた調査では、被災者の9

2 から 9 3 % のデータが 6 週間以内に集まったのに対し、福島県の基本調査の解答率は 2 0 1 2 年 1 0 月時点で 2 3 % と低い状況にあるとし、政府に追加の対策を求めている（甲 603・報告 2 7）。

(4) 子どもの健康について

子どもの健康については、チェルノブイリ原発事故以降、被ばくした子どもが白血病を発症する可能性があることが疫学によって明らかになったことに鑑み、子どもに対して、白血病など、放射線による他の健康被害も調査するよう要請している（甲 603・報告 2 8）。

また、甲状腺検査についても、日本甲状腺学会が A2 判定を受けた子どもの 2 次検査を行わないよう指導している点について、必要に応じてセカンドオピニオンや二次的な健康検査を受けられるように要請し（甲 603・報告 3 1）、親が子の甲状腺検査の結果を入手する方法が煩雑であること（甲 603・報告 3 2）、などを指摘している。

さらに、屋外活動と安全な遊び場の不足、学校での活動制限の影響を特に受けていることが懸念されるとし、メンタルヘルス、ストレスや不安を軽減する目的での支援の必要性が強調されている（甲 603・報告 3 9）。

(5) 被ばく限度年間 1 mSv を基準とする施策

勧告においてもっとも注目すべき点は、被ばく限度を 1 mSv までに低減させることをはじめ、追加線量 1 mSv を基準とする住民の健康保護のための施策を求めたことである。

グローバー氏は、低線量被ばくの健康影響に関する疫学研究をあげ、1 0 0 mSv 以下の低線量でも健康影響の危険性があることを指摘し、政府が放射線量の限度を設定するにあたっては、科学的証拠に依拠して、最も影響を受けやすい妊婦や子どもについて考慮し、健康影響を最小にするように設定すべきだとしている（甲 603 勧告 7 8）。同時に、健康管理調査が、年間 1 mSv 以上のすべての地域に居住する人びとに対し実施されるべきであること、子ども

もの健康調査は、甲状腺検査に限定せず、血液・尿検査を含むすべての健康影響に関する調査に拡大することなどを求めている（甲 603・勧告 7 7）。

(6) 学校教育などでの正確な情報に基づく説明

また、我が国の政府は、福島の子どもの公立学校における義務的な放射能教育のための正規のカリキュラムで、副読本及び説明資料の中で、100mSv以下のレベルの放射能に短時間さらされた場合、がんを含む病気に罹患する過度のリスクが存在するという明確な証拠はないと言及しているが、この記述は、日本の国内法や国際的な基準または疫学的研究と合致しないし、100mSv以下の線量が安全であるという印象を受けるとグローバー氏は報告している。

そして、同氏は、健康影響を予防・管理する方法を含めて、原発事故に伴う健康影響の正確な説明を確実にするよう要請している（甲 603・報告 5 1）。

2 福島の子どもの甲状腺がんが多発していること

(1) 「数十倍のオーダーで多い」検査結果

こうしたグローバー勧告で懸念が表明されている健康影響は、特に子どもの甲状腺検査を通じて現実のものとなりつつある。

昨年平成 27 年 3 月、福島県県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会が「甲状腺検査に関する中間取りまとめ」（甲 604。以下、「中間取りまとめ」という。）を発表した。その中では、平成 23 年 10 月に開始した先行検査（一巡目の検査）において、震災時福島県に居住し 18 歳以下であった全県民を対象に約 30 万人が受診した中、これまでに 112 人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定され、99 人が手術を受けたとしている。そして、「こうした検査結果に関しては、わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推計される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い。」としている。

なお、この数字については平成 28 年 6 月 6 日の福島県の発表では、同年

1月から3月の間に新たに15人ががんと診断され、計131人になったと発表されている（甲604）

「中間とりまとめ」では、こうした結果が被ばくによる過剰発生によるものか過剰診断によるものか断定はしていない（甲604）。しかし、罹患者のみならず子を持つ多くの親に「被ばくの影響ではないのか」という思いと大きな不安を与えている。

(2) 小括

以上のとおり、福島第一原発事故後、福島県では甲状腺がんの多発が顕著であり、被ばくの影響が強く疑われている状況である。

そして、甲状腺がんにかかった福島の子どもたちは、がんの宣告を受けてショックを受け、涙を流し、「なんで私が」と自らの身の上を恨みながら、それまでの自分の夢をあきらめて進路を変更せざるをえなくなるなどの実害を被っている。

医学的な因果関係の点はひとまず留保したとしても、福島第一原発事故は、このように多発している甲状腺がんの患者及びその家族に、「被ばくが影響しているのではないか」との思いと、医師に対する不信、激しい心理的動揺を与えている。甲状腺がんの患者及びその家族をこのような精神状態においていることそれ自体が福島第一原発事故による被害そのものということが出来る。

3 子どもたちの健康影響の不安と葛藤

こうした被ばくによる子どもたちの健康への影響を不安に思いながら、なぜ親は自主避難を選択しないのか。そのことについて、5人の子育てをしながら執務を続ける福島県いわき市の菅波弁護士が陳述書（甲605）を作成している。

菅波弁護士は、「夏は海で泳ぎ、子どもたちと一緒に海釣りで魚を釣って食べ、山に登り森で虫糞をし、近所の空き地の雑草で遊ぶ生活をとても気に入っていた。しかし、その生活は完全に失われた。」と自覚しつつも、「いわき

で生まれ育ち、弁護士となって戻ってきた私には、震災後の混乱したいわきに残れば、誰かの、何かの役に立てるのではなか、役に立ちたい、そんな強い想いがあった。子どもが大事ならなぜ避難しないのだという言葉に傷つき、後ろめたさを感じながらも、自分の中でいろいろな理屈を付け、納得させ、残ることを日々、選び続けてきた。」（甲 605・2 頁）とその葛藤を綴っている。

また、菅波弁護士は次のような葛藤もあると語る。「私が、原発から約 40 kmの距離しかないいわき市に居住を続け、故郷のためにという活動を続けることで、私の子どもたちが、私のように、いわき市への郷土愛を持ってしまうのではないかということだ。そうなることは、本来、とても素敵なことであるはずだけれど、そうなったときに、子どもたちをこの土地に縛り付けることになってしまうのではないか。」（甲 605・14 頁）

被ばくと子どもの健康影響に関わる問題は、福島県において子を持つ全ての親に、こうした精神的な葛藤を与えている。菅波弁護士は、それ以外にも原発事故が住民に分断を持ち込んでいることについても詳細に陳述している。

菅波弁護士は、終わりの方で次のように陳述している。

「しかし、多くの人が未だに苦しみ続け、出口さえも見出せていない状況に、心を痛めない日はない。その一方で、原発事故などなかったかのような生活が続く首都圏の様子を受け入れることができずに、怒りばかりを感じる自分にどう向き合えばいいのか、葛藤の毎日である。」（甲 605・15～16 頁）

私たちは、福島県民の怒りをかっていないのかどうか、自らの襟を正されるとともに、原発事故などなかったかのように再稼動を容認する行政と司法には、福島県民の心に寄り添う判断を求めるものである。

第5 福島第一原発事故による経済的被害

1 農業被害について

(1) 放射線物質の放出

福島第一原発事故は、日本列島の広い範囲に放射性物質をまきちらし、国土を汚染した。その放出量は、「ヨウ素に換算して37万～90万テラベクレル（テラは1兆）」ということであり（原子力災害対策本部「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」（平成23年6月）より）、放射性セシウムで比較すると広島型原爆の168.5倍の放射性物質が放出されたと推定されているところである。

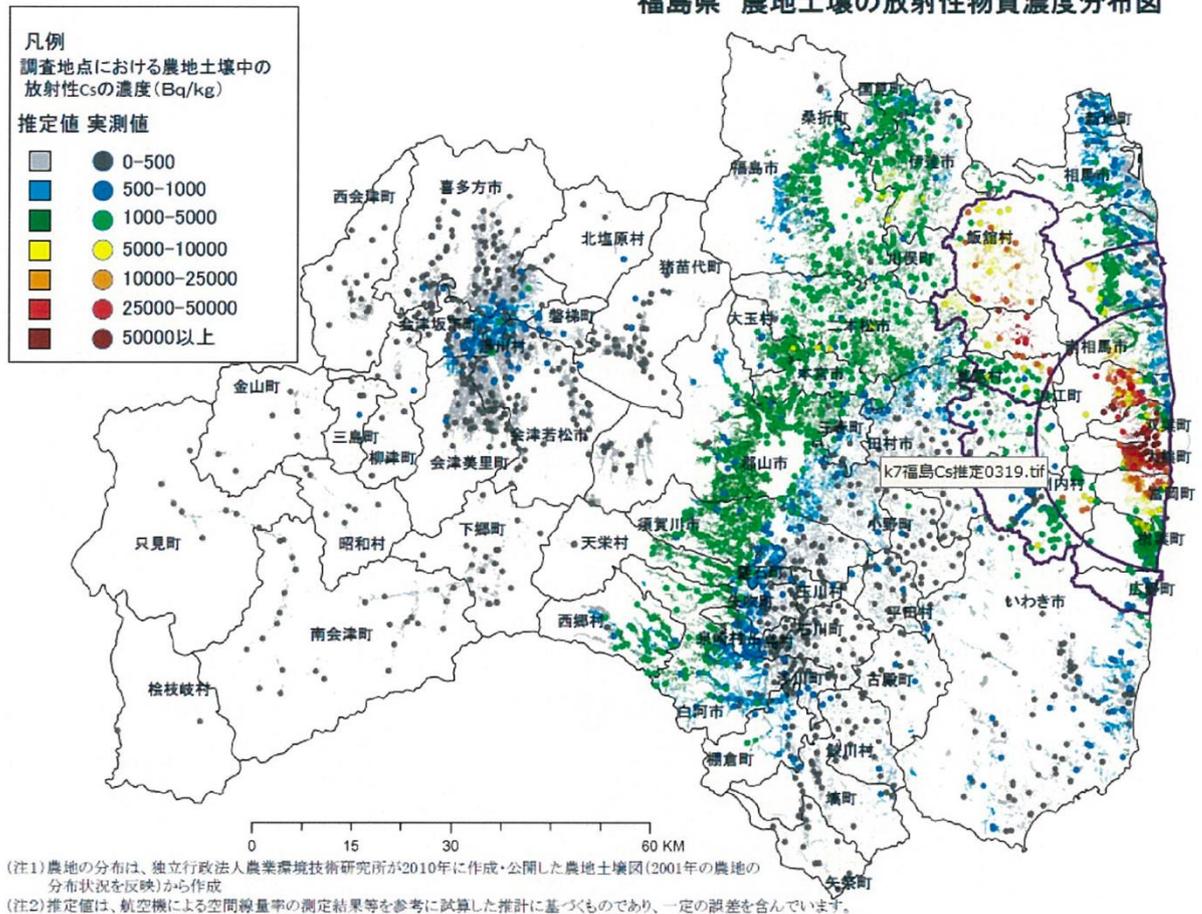
こうした大量の放射性物質は、下記の図からもわかるとおり、主に東日本の広い地域を汚染した。

文部科学省がこれまでに測定してきた範囲（改訂版）及び岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、及び富山県内の地表面へのセシウム137の沈着量（平成23年11月11日文部科学省公表）

(2) 福島県の土壌の汚染と損害

次の図は、平成24年3月23日に農林水産省が公表した福島県の農地土壌放射性物質濃度分布図である。

福島県 農地土壌の放射性物質濃度分布図



これをみると、グレー以外の色でプロットされた地点は全て 500Bq/Kg 以上のセシウム濃度であり、農林水産省が設定する肥料・土地改良資材・培土の暫定許容値 (400Bq/Kg)をいずれも超えていることがわかる。福島県内のほぼ全域がこのような汚染を受けているのである。

福島県の農産物の出荷制限は極めて多数の品目に及んできた。列举すると、原乳、非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)、結球性葉菜類 (キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)、カブ、原木しいたけ (露地栽培及び施設栽培のもの)、原木ナメコ (露地栽培)、キノコ (野生のもの)、たけのこ、わさび (畑において栽培されたもの)、くさそてつ (こごみ)、こしあぶら、ぜんまい、うわばみそう (野生のもの)、たらのめ (野生のもの)、ふき (野生のもの)、ふきのとう (野

生のもの)、わらび、ウメ、ユズ、キウイフルーツ、小豆、大豆、米に及ぶ。

このような状況下、福島県内 JA や県酪農協など 36 団体 T つくる「JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」は、平成 23 年 5 月以降、平成 26 年 2 月までの間に第 28 次までの請求を行い、その合計請求額は 1580 億 2700 万円、受取額は 1349 億 2900 万円という巨額にのぼっている。

(3) 福島県内の個々の農家の被った被害

このような多額の賠償の裏には、幾多の農家の悲嘆と苦悩があることはいうまでもない。

ア 大玉村の鈴木博之さんのケース（甲 606）

福島第 1 原発から 58km の福島県大玉村に居住していた農家 6 代目の鈴木博之さん（以下、「鈴木さん」という）もそうした農家の 1 人である。耕地面積は約 10 万㎡で、主に、稲作を営んできた。

2008 年 8 月以降、鈴木さんは「認定農業者 J」（農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5 年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとする制度）となり、国などから支援を受けながら、効率的・安定的な農業経営（米加工業への展開も予定）を行うよう努めてきたところであった。福島第一原発事故は、そのような最中に起こった。

原発事故により、米（玄米・精米）及び米加工製品（団子）の売上が低迷するようになった（2010 年度総売上は約 3700 万円、2011 年度は約 2700 万円、2012 年度は約 2350 万円）。

精米販売は、玄米販売の約 2 倍の価格で売却できたが、精米販売先の主婦等一般顧客の注文は激減。業者は、玄米で購入かつ安い金額で買い叩かれるようになったのである。

本件事故以前には大規模病院から注文があったが、事故後にはその取引も停止となった。

鈴木さんは、米加工製品として酒造販売業の免許も取得し、仕込み済みであったが、これも今後の販売の見通しが一切立たなくなったため、1度も販売に至ることなく中止に追い込まれることとなった。

農地は福島県の中通りにあるにもかかわらず、その一部からは、事故から半年後も放射性セシウム（134、137）1万6200Bq/kgが検出された（なお、5000Bq/kg以上の農地が作付制限対象地）。

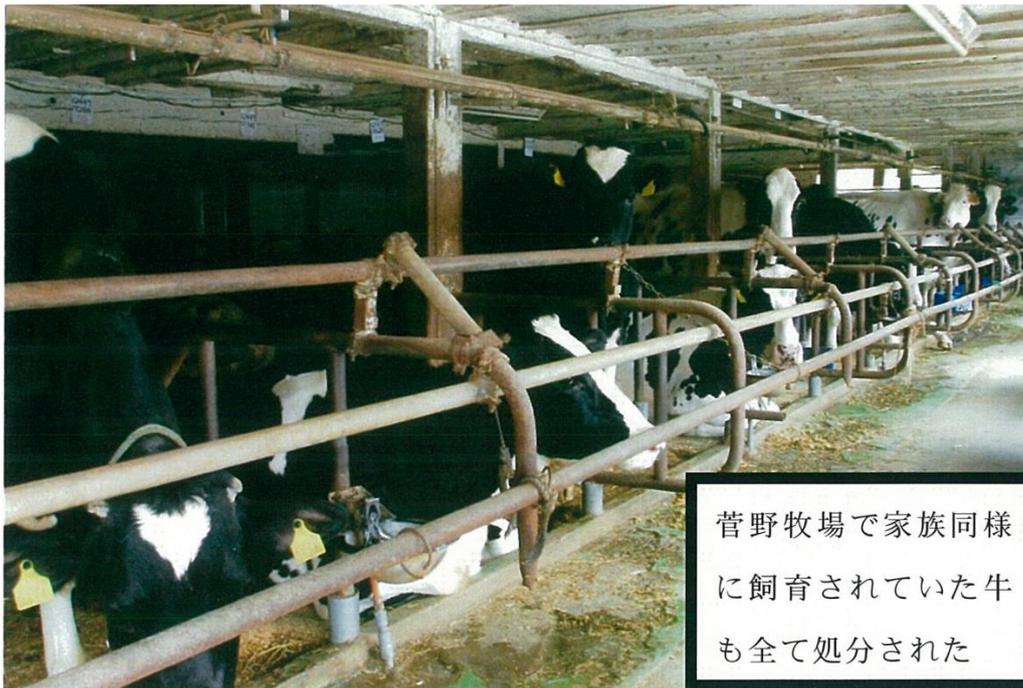
農地の除染作業を自ら行わなければならない、東京電力に除染作業を要求しても、東京電力は「法律上国が行うことになっている」と主張し、全く応じず、悔しい思いをしている。

汚染農地を扱うため、農作業の際いわゆる低線量被ばくの可能性が高く、次の世代（娘）に現在の農地・農業を託すことがとても難しく、苦悩・不安の毎日を送っているのである。

イ 山木屋菅野洋綱さんのケース（甲 607）

伊達郡川俣町大字山木星で酪農を営んでいた菅野洋綱さん（以下、「菅野さん」という。）も、福島第一原発事故によって、一切を失った1人である。

菅野さんは、酪農業は2代目で、先代から通算で約40年間酪農業を営んできた方で、福島第一原発事故直前には40頭ほどの乳牛を飼育していた。



菅野さん夫婦は、既に70歳前後という年齢でありながら、それまで病気といった病気をすることがなかった。それというのも、飼育している乳牛の乳を飲んで生活していたからだというのが菅野さん夫婦の持論である。実際に、避難生活を開始して市販の牛乳を飲んだりして生活を始めて以降、高血圧症などの持病を抱えるようになった。

菅野さん一家には、福島第一原発事故後、他の山木屋に暮らしていた家庭と同様、停電などの事情もあり、同事故に関する情報がほとんど得られなかった。そうした中、防護服など全身白づくめの3人の男性の突然の訪問を受け、牛乳の提出を求められ、さらにその牛乳から放射能が検出されたことを知らされるなど極めて大きな精神的衝撃を受けた。

避難指示が遅れたことは、就学前の孫を抱えていた菅野さんにとっては将来に向けての大きな不安材料である。

菅野さんは、約40頭いた乳牛を処分するとき、牛がトラックの荷台に乗ってくれず、4回くらいに分けて運搬したりするなど苦労を強いられた。それは、単に肉体的な労苦というにとどまらず、それまで愛着を持って飼育

してきた乳牛を安い値段で売却し手放すという痛恨の経験であった。

ウ 葛尾村の豚舎（甲 608）

平成25年11月に撮影した、福島県双葉郡葛尾村に所在する豚舎の状況は、下記の写真のとおりであり、蜘蛛の巣やカビ、白骨化した豚の骨等で凄惨という他にない状態であった。



(4) 山木屋みちのくグリーン牧場

常総生活協同組合に牛乳を提供してきた「山木屋みちのくグリーン牧場」も、そうした意味での壊滅的な被害を受けた事例である（甲 609）。

同牧場は、飯舘村と浪江町に接する阿武隈山系の峠にある山を、30年前、ヨーロッパの酪農を学んで帰国した酪農家の高橋さんという方が開拓した牧場であった。牛を放ち牛の蹄で山を耕す「蹄耕法」草をはみ糞を土に返し土作りをする、そうした循環型農業の理想を追求する形で始まった酪農業であった。

同牧場で採乳され瓶詰めされた牛乳は、生協の多数の組合員とその家族に愛飲され、多くの子どもたちが同牧場の牛乳で育ったのである。

そればかりか、同牧場には生協の組合員がキャンプに訪れ、搾りたての生乳でバターをつくったり、山登りをしたりと自然に親しむ機会を得ることができた牧場であった。そうした意味では、同牧場は牧場主だけのものではなく、消費者との共有財産であったとすらいうことができる。

ところが、平成 23 年 3 月、福島第一原発事故により放出された放射性物質は無慈悲にも同牧場をも襲った。



牛たちは昼夜分かたず牛舎に閉じこめられたまま、ストレスがたまり体調を崩し、次から次へと倒れた。出産直前の牛を県外の牧場に預けるような措

置も、放射能のおそれから許されず、断念せざるをえなかった。牛たちの目は潤み、あるいは焦点が定まらず茫然とし、泣いているように見えたとのことである。

同年5月、同牧場が「計画的避難区域」にされた。これに伴い、同牧場では牛を全頭殺処分し、牧場を閉鎖せざるをえなくなった。牧場主は、愛情をかけて自然の営みそのものに育ててきた乳牛を、人為的に殺すという痛苦の経験をする事となった。生協も安全で安心して飲める牛乳を失ったばかりか、組合員が自ら自然に親しむ体験を得ることができる牧場・自然環境を失う事となった。

(6) 農業従事者の自死

平成23年6月11日、自らの命を絶った相馬市の酪農家が自死した。この件は、朝日新聞により、以下のように報道されている。

「福島県相馬市で酪農を営む50代の男性が、「原発さえなければ」などと書き置きを残し、首をつった状態で死亡していたことがわかった。捜査関係者や男性と親しかった複数の人によると、自殺の疑いが強いという。関係者によると、男性は40頭ほどの牛を飼育していた。3月の原発事故のあと、妻と2人の子どもが妻の母国のフィリピンに避難し、男性も家族のもとに向かったが、その後戻ったという。男性が不在の間、周囲の農家が分担して牛の面倒をみていた。その後、男性は牛を手放したという。

知人の農家によると、男性は今年8日、牧場に草刈りを手伝いに来た。この時、昼食を取りながら「もうやる気がなくなった。子どもが一緒なら頑張れるが、迎えに行く金もない」と話していたという。

男性の堆肥（たいひ）舎には、壁のベニヤ板にチョークを使った書き置きが残っていた。「原発さえなければと思います。残った酪農家は原発にまけないで頑張って下さい。仕事をする気力をなくしました」などと記され、家族らにわびる言葉が書かれていた。

隣接する牛舎でも、黒板に「原発で手足ちぎられ酪農家」「やる気力なくした 6/10 pm1:00」などの書き置きがあった（甲 610）。



原発事故は、農業従事者の手足をちぎり取り、その命を奪うのである。

2 漁業被害について

(1) 海洋汚染の広がり

福島第一原発から放射性物質が本格的に飛散したのは2011年3月15日であった。そのときの風が南東からであったため、内陸部の放射能汚染が心配された。しかし、放射能汚染はそのときすでに海に向かっていった。3月末、原発の放水口近くの海水から規制限界濃度の1千倍以上を超える放射能が検出された。そして4月4日、低レベルではあるが放射能廃液が1万リットルも海に放水された。その後もたびたび原子力施設の亀裂から汚染水が漏水し、海へ流れるという事態が相次いだ。

全国漁業協同組合連合会を始めとする漁業者団体は4月5日以後、東京電力へ何度も抗議活動を行ってきた。そのような活動が行われている最中も、放射能による海洋汚染は広がり、しかもその範囲が拡大した。汚染源は福島第一原発であることには間違いないが、その立地場所から放水された汚染水が地先から外海へ広がっただけでなく、内陸部に飛散した放射性物質が降雨などで河川に流れ、河川から海へと注がれ、離岸流、沿岸流で広がったのである。

放射能汚染は、海水、海底泥、魚介藻類から放射性物質を検出することで確認された。震災から10日後の3月21日、福島第一原発の南放水口付近の海水から放射性ヨウ素が規制限界濃度の126.7倍で検出されたのが始まりであった。それを受けて、茨城県、千葉県が魚介類へのモニタリングを始めた。

政府は2011年3月17日、原子力安全委員会により指示された指標値(食品衛生法に基づく値)を、食品中の放射性物質の暫定規制値として設定した。関係自治体に対しては、その暫定規制値を超えた食材が食用に供されることがないように通知した。その段階では、魚介類に示されていた暫定規制値はセシウムだけであり、その値は1キログラムあたり500ベクレルであった。4月

1日、北茨城沖で採集されたイカナゴから食品衛生法で定めている暫定規制値の2倍に値する放射性ヨウ素が検出された。その後、しばらく北茨城沖で基準値を超えたイカナゴが採集された。しかしこの段階では原子力安全委員会が放射性ヨウ素の指標値を設定していなかったため、流通規制を行えなかった。4月5日になって、食品衛生法に基づく魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値1キロあたり1000ベクレルが設定された。各自治体ではこれを基準に、暫定規制値を超えた食材が市場に流通しないような措置をとってきた。

4月13日には福島県いわき沖で採集されたイカナゴから暫定規制値の25倍に当たる放射性セシウムが検出され、その後もこのような高濃度に汚染したイカナゴが何度も採集された。その分布は福島第一原発の南側30～70キロメートルに及んだ。

(2) 相馬市原釜の漁業者K氏(37歳)のケース(甲611の1～6頁)

K氏は19トンの沖合底引網漁船1隻を所有して、2011年3月11日までの15年間、沖合底引網漁業をしてきた漁師である。

取る魚は、主に海底魚で、タコ、カニ、イカ、ヒラメなど約200種ぐらいで、大震災前は、年間水揚げ高約1億1000万円で、人件費、燃料代などの経費を差引いても、それなりの利益を計上できていた。

しかし、福島第一原発の災害発生後は、農林水産物の放射能汚染に対処するための出荷自粛・制限により、現在も試験操業しかできないでいる。取れる魚種は、当初3魚種であったが、2012年6月からは33魚種に増えた。仮に、これが80魚種ぐらいに増えたとしてもまだまだ不十分である。

しかも、試験操業は、1週間に1度の出漁であるから、当然のことながら水揚げ高も震災前の約10分の1以下と少なく、本格的な操業ができる見通しは全く立っていない。

K氏は、地元で漁業をすることに誇りを持っており、放射能被害の心配なしに働ける日のくることを辛抱よく待っている。K氏は、原発の再稼働は、ゴ

ミ箱がないのにゴミを出すのと同じであり、絶対に賛成できないとの思いを強く持っている。

K氏は漁業継続に強い意欲を持ちながらも、本格的操業に進めない苦しみを述べている。この気持はK氏一人のものではなく、おそらく同様の立場にいる他の漁業者の気持でもあることを見過ごしてはならない。

(3) 水産加工業者 T 氏のケース（甲 611 の 6～8 頁）

T氏は、相馬の原釜地区で水産加工業を 10 年来経営している者で、仲買人も兼ねている。仲買人の規模としては、中の上のランクに属する。

相馬の前浜でとれる魚は多種多品目（約 200 種）で、少量の魚種が多量とれる石巻や気仙沼とは対照的である。

T氏は、ヒラメ、アイナメ、メバル、ドンコ等の魚と、アサリ、カキ等の貝類を仲買いし、それらを加工して、生協や量販店に売り、震災前までは年商約 3 億円を得ていた。従業員も多い時は約 25 名程いた。

ところが、借りていた工場が津波で流出し、商売できなくなったため、約 1 年間は仮設住宅に住む被災者のための朝市を開き、支援活動に没頭した。

T氏は、大震災後 1 年後の 2012 年 3 月に水産加工場を建設し、稼働開始した。

全国からの支援物資もあり、加工場の生産物（松前漬、粕漬、甘酒、もろみ醤油など）の需要もあり、従業員も 16 名ぐらいいた。しかし、支援物資の減少、加工品の需要の落込みなどにより、売り上げは減り、今は従業員も 6 人に減らしている。

T氏の分析によれば、需要低下の主要因は、地元の魚を g 由に使えないことによるコスト高や、福島モノへの風評被害の影響にある。

東電からの補償がいつまで続くのかということに加えて、福島モノへの風評被害がいつまで続くかというのが T 氏の不安材料である。

以上のように T 氏は津波で加工場を流されただけでも大きな損失を受け

た。その後、ようやく水産加工を再開し、これから本格的に稼働し、発展しようとして意気込んでいたにもかかわらず、地元の魚を自由に入手できず、さらに福島県の水産物に対する風評被害のため、苦境に立たされている。

(4) 青海苔、あさりの養殖業者 H 氏（49 歳）のケース（甲 611 の 9、10 頁）

H 氏は、相馬市松川浦の青海苔とアサリの養殖業者である。父が行っていた青海苔、あさりの養殖業を手伝ってきたが、震災発生 2 年前の 2009 年に引き継いだ。この地区で漁業養殖に従事する者は 69 名おり、養殖は、海苔棚を水中に埋めておくが、その海苔棚が 2011 年 3 月の地震に伴う津波で全部流された。

松川浦の青海苔は香りがよく、市場価/直の高いものであった。

青海苔の天然のタネが津波による河口付近の決壊で失われたと思ったが、その後、有志が水中にロープを張ったところ、天然のタネが残っていることを発見した。皆で大喜びして、希望をもって生産に励もうとしていた 2012 年に、青海苔の放射能の値が 120 ないし 130 ベクレルと高いことがわかり、出荷不可能になった。

H 氏は、震災前は網 500 枚（1 枚の大きさは 18mX4m）を使用していたが、現在は実験段階のため、100 枚程度を使用している。もちろん、規制により、現在は販売できる段階ではない。

他の同業者たちも、将来の本格的再開を目指し、準備のため網を張っているが、H 氏と全く同様の不安感を抱いている。放射能、とくにその風評被害への不安は絶えない。

H 氏は、原発の怖さを身をもって味わったからには、原発の再開には断じて賛成できないと思っている。

H 氏は上述のとおり生産基盤である海苔棚を全部津波で流された。それにもめげず再度青海苔の養殖にチャレンジしていたところ、今度は放射能汚染問題にぶつかり、本格的稼働に移れないでいる。

(5) 内水面漁業協同組合および養鯉事業者のケース（甲 612）

まず、「内水面」とは何かであるが、これは「海面』に対する言葉で河川や湖沼を意味する。

福島県内の9つの内水面漁業協同組合および9名の養鯉事業者（以下、両者合わせて指すときは、「内水面漁業者ら」という）は、2012年1月から2014年1月までに東京電力から損害賠償金を受領した。

内水面漁協は合計で約9809万円、養鯉業者らは合計で約2億6612万円である。

東電は、海面の漁業者に対しては、2011年5月から平均水揚高の約8割を損害と認定し、仮払いを実施してきたようであるが、内水面業者らにはそのような対応はしてこなかった。

そこで、内水面漁業者らは、弁護士を代理人に立て、東電に対し、裁判外で損害賠償請求を開始した。

内水面漁協が請求の根拠とする事実はずぎのとおりである。

内水面漁協が漁業権（漁業法6条5項5号の第5種漁業を対象とする）を有する河川の一部から採取されたアユ等の淡水魚からセシウムが検出されたため、または、セシウム等が不検出の河川でも風評被害等のために釣り客相手の営業ができなくなったり、もしくは、営業を再開しても釣り客がほとんど訪れない状態が続いたことにより売上が減少した。

また、養鯉業者が請求の根拠とした事実はずぎのとおりである。

養鯉業者は食用の鯉を養殖し、販売する事業を営んでいる。養殖池は多くの場合、公有地等（そのほとんどは国有地）を借用し、そこに河川からの水を引いて作ったものである。福島第一原発事故に起因するいわゆる風評被害により、鯉の売上げが減少し、それによって発生した営業損害を請求するというものである。

前記金額は、東電が損害を認め、すでに支払った金額であるが、その額は

内水面漁業者らが求めている金額の数十分の一程度にすぎないと代理人は言う。代理人たちは残額の支払いを実現すべく、目下、訴訟提起を検討中とのことである。

放射能汚染とそれによる被害は海面の漁業者や加工業者のみならず、内水面漁業者らにまで広く及び、その人々の生活を根底からおびやかしているのである。

(6) 栃木県那珂川漁業協同組合連合会のケース（甲 613）

これまで福島的事例を中心に主張してきたが、当然被害は栃木県にも及んでいるので、栃木県の内水面漁業の被害のケースについても触れることとする。

栃木県那珂川漁業協同組合連合会（以下、「那連」という。）は、栃木県内の那珂川水系のうち塩谷町を除く塩原ダム以南の漁場を管理する4つの漁協（那珂川北部漁業協同組合、那珂川南部漁業協同組合、茂木町漁業協同組合、那珂川中央漁業協同組合）で構成されており、合計5万2729人の組合員を擁する。

那珂川はアユの漁獲量全国一と言われる川であり、栃木県にもシーズン中40万人の釣り客が訪れていたが、福島第一原発事故で大きな被害を被った。

那連傘下の各漁協の収入は、①組合員に対する賦課金、②漁を行う組合員から徴収する漁業料、③非組合員から徴収する遊漁料の3つから成り立っているところ、①賦課金収入は、2010年まで4漁協合計で1億円以上あったものが2012年には6823万1750円に、②漁業料収入も2010年に1828万4920円あったものが2012年には1092万2160円に、③遊漁料収入についても、2010年に1683万7100円あったものが、2012年には734万5900万円に、それぞれ激減してしまっている。

これは、2011年6月のアユ漁解禁前の5月13日に茂木町で採れたアユから放射性物質が検出され、その後ウグイやヤマメ等からも放射性物質が検出さ

れたことが原因である。上記収入のうち組合員の賦課金は漁をしようがしまいが組合員であれば負担すべきものであるが、やはり漁ができない以上賦課金を支払いたくないということで支払わない組合員が多数出てしまったということである。

こうした状況下、那連の参事である金子氏は、那珂川水系の内水面漁業はいったいどうなってしまうんだろうという強い不安を抱いている。

(7) 底引網漁業者 N 氏のケース（甲 611 の 11～13 頁）

N 氏はひたちなか市の那珂湊港を根拠地として 13 トンの底引網漁船 1 隻を所有し、底引網漁業を営んでいる漁業者である。現在取っている魚は、ヒラメ、ホウボウ、カレイ、エビ、イカが中心で、水揚高に占める割合でいちばん大きいのはヒラメで、約 50% である。

福島第一原発事故が起こる前は、スズキも取っていたが、事故後は放射能濃度が自主基準の 50 ベクレル（国の基準は 100 ベクレル）を超える 150 ベクレルが出ることがあったため、現在は休漁している。

スズキを取っていた頃は、水揚全体の 1 割ぐらいを占めていた。

福島第一原発事故による影響についてであるが、事故直後は、ヒラメのほかカタラ、赤エイなどのエイ類、ドンコ、白メバルなども漁獲禁止だったが、約 1 年後、それらは解禁となった。それまでは、N 氏はじめ他の漁師も休漁した。もっとも、赤エイは、解除後に再び基準値を超える数値が出たことから、禁止になった。

N 氏はつぎのように言う。「残念なのは、取れた魚の中にスズキなどの禁止魚が入っている場合（底引き網漁法のため入っているのが通常である）、それを海に投げ返すが、そのような魚に対しては、補償してもらえないことである。

スズキは、本来、良い値段で売れる魚である（普通の取引価格は活魚の場合で 1kg 当り 1,000 円前後）。そのスズキが 1 回の漁で 50～60kg も漁れる

ことがある。50kg で5万円になる。

高い燃料を使って沖に出ているのに、5万円もの価値あるものを投げ捨てざるをえないのは本当に辛い。

原発事故後、水揚高が減っていることは明らかである。値段の良いスズキを水揚げできないのが大きくひびいている。

茨城の漁業者として心配なのは、取れる魚種の範囲がいつになったら元の状態に戻れるのかということだけではない。茨城の魚に対するマイナスのイメージ（風評被害）が、本当になくなってくれるのだろうかという心配である。N氏は次のように言う。

「私たち漁師は、漁場が生活の拠点であり、おいしい魚を消費者に届けて喜んでもらうことが、生き甲斐なのである。

ところで、息子が私の漁業を跡継ぎとなってくれており、私と一緒に船に乗っている。漁師には長年の経験によって初めて身につく技術や勘がある。息子は今は未熟だが、私のもとで当分の間修行することでその技術や勘を自分のものとしてくれることを期待している。

しかし、原発事故の影響が今後も続Xようでは、息子は漁業の将来を悲観し、他の仕事に転じてしまう恐れがある。

若者が途中で漁師をやめるようでは技術や勘を引き継ぐことができず、地元の漁業の先細りにつながり、ひいては日本の沿岸漁業を弱体化することになりかねない。そういう意味でも私は仲間と共に放射能で汚れた海を元に戻し、子、孫、そして未来の世代に渡す責任があると思っている。J

(8) 水産加工業者株式会社塩屋のケース（甲 614）

同社の代表者で、本件訴訟の原告にもなっている石原博の主張は別紙のとおりであるが、その要点を示せば、次のとおりである。

「私は、茨城県ひたちなか市を営業の拠点として、株式会社塩屋という名で茨城県産および東北産の魚介類の加工販売等を20年来営んできた。中で

も、主力商品は、涸沼産しじみと国産あさりであった。

福島第一原発の事故によって、当社が受けているのは、風評被害である。現実問題として、消費者の動向に敏感な大手業者は、被災地域商品の取り扱いをやめる方針を打ち出しているため、私は、茨城県産の商品は売り先がなくなりつつあることを心配している。

当社にとって何より辛いのは、放射能と食品の関係をよく研究をし、安全な商品を消費者に届けるべく努力しているのに、消費者には茨城を含む被災地の物は怖いとの観念が浸透していて、それを払拭するのが困難であることである。

当社は、地元の涸沼産しじみを漁師から直接買い付けて販売をしていたが、放射能の風評のゆえに、今や原発事故前の客は約4分の1しか残っていない。」

(9) 小美玉市の佃煮等加工業者有限会社大形屋商店のケース（甲 615）

話をしてくれた人は、同社の若手経営者で、専務取締役の渡辺幸司氏である。同氏の陳述書の要点はつぎのとおりである

同社は、霞ヶ浦の魚を中心に佃煮等の加工品を製造販売している。福島第一原発の事故前は、霞ヶ浦で漁業を営む5名の漁師から、ワカサギ、白魚、エビ、ゴロ、イサザエビ、コイ、フナ、ウナギを直接買い取り、それを使って佃煮を作り、販売していた。

事故前の売り上げは、年間3500万円程度だった。事故直前には、観光協会主催のイベントや催事に出店し、売り上げが伸びており、サラリーマンであった兄が会社をやめ事業に加わってくれた。そのため、2、3年後には年間売り上げが、4000～5000万円になる見込みであった。

同社では、7～8年前から地元の魚にこだわり、地元の漁師が取ってきた魚のみを利用して加工品を売る方針に転換した。地産地消、安心安全をモットーに消費者に安心して買ってもらうことを心がけてきた。

原発事故後、同社の年間売り上げは、約 1000 万円くらいに減少した。事故後から 2011 年の秋頃までは、国の放射能に関する基準値は、500 ベクレルで、そのころは、助けてくれる人もいたが、同年の 12 月頃に国の基準が 100 ベクレルになり、佃煮等の売れゆきは激減した。県漁連は、基準値を 50 ベクレルに自主規制し、今も続いている。

風評被害も深刻で、事故の年も次の年も折り詰めの注文を断られるといったことが続き、規制値が 100 ベクレルになった平成 25 年暮のお歳暮の注文が全部キャンセルになったりした。

シラウオ、ワカサギ、エビ、ゴロなどは事故直後から出荷禁止にはなっていないが、ウナギ、フナ、コイ、ナマズは、未だに出荷禁止である。これらが、出荷ができるようになる見込みは立っていない。

そのため、佃煮等などでは先が見えず、事故後は、ワカサギやシラウオも売れなくなった。一度、離れた客はなかなか戻ってこないのである。

同社は、魚が駄目なら野菜で補おうとして、農家から野菜を仕入れ、きんぴらゴボウ等やその他惣菜野菜の加工品を増やすなどして、売り上げを回復させる努力をしているが、販売量には限界があり、とても挽回できそうにないと渡辺氏の心は揺れている。

渡辺氏は、「今は、廃業することまでは考えず、意地でも『大形屋』での水産物の加工販売にかじり付くつもりだが、霞ヶ浦のコイ、フナなどの現在の規制魚種を再び取れるようになる見通しが立たないままでは、いつまで持ちこたえられるか不安である。」と述べている。若手経営者としての意気込みが感じられる一方で、放射能被害ゆえに展望が開けない苦悩が読み取れる言葉である。

(10) まとめ

福島第一原発から空中に放出された放射性物質および原発施設から放流され、または、漏水した汚染水は海洋および湖沼、河川を汚染し、そこに生息

する魚介類、藻類その他の水生物を汚染した。

その結果、海面および内水面の漁業者ならびに水産加工業者（以下、「漁業者らJ」という）の多くが、程度の差こそあれ損害を受けた。

漁業者らの共通の不安は、原発被害がいつまで待てば収束するのか皆目見当がつかないことである。

漁業者らの中のある者は、東京電力から、一定の計算に基づく賠償金を受け取っているが、その他は賠償金を受けていない者、または、受けてはいても請求額のほんの一部に留まっている者がいる。

福島第一原発事故はこのような漁業者らから仕事を奪うことになった。そのことにより彼らは「生きる力」を失ったのである。そのことによる損害は、賠償によっては到底補うことができない。

漁業関係に限ってみても、福島第一原発災害による被害は質量ともに甚大であることが明らかである。

もし、本件原発で福島第一原発と類似の原発災害が発生した場合、閉鎖性海域である瀬戸内海特性により、愛媛県及び瀬戸内海、宇和海全域の漁業に与える被害が福島第一原発と同様の結果を招来することは容易に推測できる。よって、伊方原発の運転再開は絶対に容認できない。

3 福島原発事故費用の総額

福島原発事故費用の総額に関し、以下、大島意見書（甲 581）を引用して主張する。

福島原発事故費用総額は、現在、政府の推計で 21.5 兆円以上、民間推計で 35 兆円以上（日本経済研究センターが 2019 年行った推計のケースーでは 79 兆円と推計されているものもある。）となり、推計年次が後になればなるほど費用総額が増大している。東京電力改革・1F 問題委員会のものが、政府によって示されたものとしては最新であるので、ここではこの費用の内訳を示す（表 1）。

表 1 東京電力・1F 問題委員会で示された福島原発事故の費用

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 (参考資料) 1					
	廃炉・汚染水 (※1)	賠償 (※3)	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓ (+6.0兆円) 8.0兆円	5.4兆円 ↓ (+2.5兆円) 7.9兆円	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円	11.0兆円 ↓ (+10.5兆円) 21.5兆円
交付国債枠：9兆円 → 13.5兆円					
東電	2兆円 ↓ (+6兆円) 8兆円 (管理型積立金を想定)	2.7兆円 ↓ (+1.2兆円) 3.9兆円	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円 (株式売却益を想定※5)	—	7.2兆円 ↓ (+8.7兆円) 15.9兆円 (※6)
大手電力	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円	—	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円
新電力	—	0.24兆円 (※4)	—	—	0.24兆円
国	(研究開発支援) (※2)	—	(株式売却益)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円 (エネルギー予算を想定)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円

(※1) 第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
(※2) 別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
(※3) 原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
(※4) 託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度（2010年度）までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。（託送料金0.07円/kWh相当＝一般標準家庭で18円/月）
(※5) 不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。
(※6) 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。

出所：東京電力改革・1F 問題委員会（第 6 回、2016 年 12 月 9 日）、参考資料

この資料については 3 点指摘できる。

第 1 に、注記（※1）されているように経済産業省自身が評価したものではな

い。また数値の根拠は詳細に明らかにされておらず、あくまで概算としての評価にとどまっている。とはいえ、ここで示された費用を基礎に、東京電力に対する国の支援の枠組みが新たにつくられたことからみて政府内部で重要な指標としてとらえられているものと考えられる。賠償、廃炉・汚染水対策のそれぞれの費用推計の経緯からすれば、この費用は、今後増大する可能性が十分にある。

第2に、表1に含まれていない費用が他にもある。具体的には、福島原発事故によって生じた除去土壌・廃棄物の最終処分に関する費用、燃料デブリの処分費用、帰還困難区域の除染や復興事業費等である。福島原発事故以上に放射性廃棄物（ないし放射性廃棄物相当の土壌）が発生した例はかつてないことから、最終処分施設の建設費用と運用費用は非常に大きくなると考えられる。加えて、燃料デブリの処分も世界でこれまで行われたことはない。燃料デブリの多くは、放射能レベルが非常に高いことが予想されている。高レベル放射性廃棄物の処分場すら選定されていない日本において、処分自体が可能であるかどうかすらわからない。この費用もまた数兆円規模になるであろう。

第3に、福島原発事故後、「東日本大震災復興特別会計」（復興特会）を通じて、福島原発事故対策のための支出がされている。この費用も21.5兆円には含まれていない。政府が復興特会を通じて支出した金額は、甲581号証表8に示すように、2011-15年度（決算）の5年間に限っても5.7兆円になっている（藤原・大島、2018）。このうち、除染対策3.3兆円は、21.5兆円の内数であるが、残りの2.4兆円は21.5兆円には含まれない。こうした財政支出も、福島原発事故のような事故がおこった場合に生じる「事故リスク対応費用」であり、国家財政を通じて国民負担となっている。

表 2：東日本大震災復興特別会計における福島原発事故対応財政支出(2011-15 年度)

東日本大震災復興特別会計における福島原発事故対応財政支出

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	左項合計	構成比	福島・東日本関連
緊急時対策	14	9	0	0	0	0	23	0.0%	122
廃炉対策	14	28	1	0	0	0	43	0.1%	43
除染対策	3,243	1,676	4,848	6,280	6,547	10,254	32,847	57.8%	32,847
除染	2,949	1,559	4,539	3,774	5,298	7,840	25,959	45.7%	
汚染廃棄物処理	19	74	250	416	994	1,626	3,379	5.9%	
中間貯蔵	0	0	22	1,564	166	754	2,506	4.4%	
最終処分	0	0	0	0	4	0	5	0.0%	
災害廃棄物処理	271	0	0	488	58	23	840	1.5%	
研究・実証実験	4	18	12	14	9	6	63	0.1%	
その他	0	26	24	23	17	7	96	0.2%	
被災者対策	1,712	8	437	405	323	348	3,232	5.7%	18,705
金銭的支援	1,703	1	158	149	152	149	2,312	4.1%	
非金銭的支援	9	7	279	255	171	198	919	1.6%	
健康	8	6	7	11	12	12	57	0.1%	
住居	0	0	271	243	159	148	821	1.4%	
その他	0	1	1	1	1	38	41	0.1%	
被災地域対策	4,052	1,780	4,159	3,139	3,498	2,840	19,469	34.2%	67,223
放射能汚染調査	342	166	66	97	128	85	885	1.6%	
環境調査	83	20	21	24	26	19	192	0.3%	
被曝調査	254	141	42	72	102	65	677	1.2%	
食品調査	4	5	2	1	0	0	13	0.0%	
その他	0	0	0	0	0	1	2	0.0%	
生産資本	3,145	1,263	2,251	912	1,359	1,237	10,168	17.9%	
一次産業	127	286	302	356	510	599	2,179	3.8%	
二次・三次産業	2,475	964	1,930	557	849	638	7,413	13.0%	
風評被害	543	13	19	0	0	0	575	1.0%	
社会資本	558	339	1,828	2,112	1,992	1,512	8,342	14.7%	
文化資本	2	3	6	9	11	6	37	0.1%	
社会関係資本	6	8	7	8	8	1	38	0.1%	
派生的対策	766	158	118	100	62	33	1,238	2.2%	0
合計	9,800	3,659	9,563	9,923	10,430	13,476	56,851	100.0%	118,940

出所：藤原・大島(2018)

以上の3点から、福島原発事故の費用は、政府がいうように21.5兆円では収まらず、保守的に見積もって少なくとも30兆円以上になると考えられる。日本において、このような規模の環境問題が起きたことはかつてなかった。原発事故によって経済的影響は甚大極まりないものであり、民間企業である電力会社はおろか、社会全体としても到底許容できない水準である。これによって得られるものが、他の電源からも生み出される電気でしかないことを想起すれば、事故費用だけをとっても、原子力発電は得られる利益に不釣り合いな被害をもたらす電源である。

そして、表7に明記されているように、この事故費用は、福島第一原発事故を発生させた東京電力だけが負担するものではなく、被告四国電力等の大手電力、新電力及び国が負担するのであり、我々国民は、電力会社に支払う電気料

負担と税負担を通じて、まさに天文学的な負担を負わされている。

伊方原発において過酷事故が発生した場合には、福島第一原発事故と同様の天文学的な事故対策費用が必要となり、国家財政と国民生活は破綻する。

第6 まとめ

福島第一原発事故は、請戸の浜、双葉病院、山木屋事件、多数の震災関連死の発生から明らかなように、多数の人命を奪い、山木屋地区や神山地区のように、地域のコミュニティーを根本から破壊し、農業・漁業に壊滅的な被害を与え、その被害総額は、少なく見積もっても30兆円以上になると推計されており、国家財政の重大な悪化原因となるに至っている。

請戸の浜や双葉病院事件は、原発事故発生後の避難の混乱の中で発生した悲劇であるが、伊方原発は、極めて細長い半島の付け根に立地しているという地形上の理由から、過酷事故が発生した際により一層避難が困難である。このことは、2016年8月2日付けの弁論更新に際しての意見書において、具体的に詳述したとおりである。伊方原発に過酷事故が発生した場合には、避難の混乱の中で、多数の人命が失われることが確実である。

また、伊方原発の周辺には、山木屋地区や神山地区と同様の集落が多数存在するが、伊方原発に過酷事故が発生した場合には、多数の地域コミュニティーが根本から破壊されることは確実である。

さらに、原告らは準備書面31において、湯浅一郎氏作成の意見書（甲155）に基づき、伊方原発に過酷事故が発生した場合、世界最高レベルの生産性を有する漁場である瀬戸内海が放射能により汚染され、60年は漁業操業ができなくなる恐れがあり、瀬戸内海の沿岸漁業の技術、人材、歴史、伝統は消失してしまう恐れがあることを明らかにしている。農業においても、少なくとも愛媛県の主要農産物である南予地域の柑橘農業が壊滅的な被害を受けることは、容易に想定できる。

これらの莫大な被害は、福島事故と同様に数十兆円に上る恐れがあり、それを被告のみが負担できるはずもなく、被害が賠償されることもなく放置されるか、あるいは、被告に代わって、国ないし国民の負担によって賠償するかを選択を迫られる。いずれにしても、2度目の原発事故により、大げさではなく国家財政と

国民生活は、破綻するおそれがある。

司法は、福島第一原発事故が発生するまでは、原発の稼動を許してきた。しかし、福島第一原発事故を経験し、原発事故が取り返しのつかない巨大な被害を生させるものであることが明らかとなった以上、同様の過酷事故を起こすおそれが否定できない原発を稼動させることを容認する判断をすることは絶対に許されない。

以上